

中央区役所周辺の公共施設再編事業 質問の回答及び官民対話の結果(令和8年5月)

①番号	②資料名	③該当箇所							④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	[数]	[英]	[英]	項				行数
1	入札説明書	4	第1	2	(4)	ウ	a		9	エリアビジョン	令和7年11月公表の官民対話に対する質疑回答No5にて民間機能については、本事業とは別事業で推進することですが、想定されている民間機能とは解体計画地にて将来計画される民間事業者による土地活用事業による機能との認識でよろしいでしょうか。もしくはその他で想定されている別事業があれば、その例をお示し願います。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、基本計画 36ページ 2. 民間エリアへの導入機能をご参照ください。
2	入札説明書	7	第1	2	(9)	ア	a		24	設計業務、工事監理業務、建設・解体業務の対価	『事業者の提案金額を基に、事業契約においてあらかじめ定める額を割賦払いにより事業者を支払う。なお、本事業が特定の交付金の対象となる場合、あるいは本市が起債を行う場合は、それぞれの相当額については設計・建設期間及び引渡し時に出来高に応じて支払い、残額を割賦払いにより事業者を支払う。』とありますが、交付金または起債に該当する金額はいくらでしょうか。また、建設期間中の出来高に応じての支払の場合の請求回数は各年度中何回でしょうか。また引き渡し時には出来高全額を請求できるという認識でよろしいでしょうか。	提案金額については、「資料5 事業契約書(案)」別紙5 サービス購入料の支払い及び改定方法の規定により算出してください。交付金又は起債に関する制限や、上限額はありません。予定価格の内訳については非公開となります。建設期間中の出来高に応じての支払については、R7.11の対話の回答No.448を参照ください。また、引渡し時には出来高に応じてサービス購入料A、Bそれぞれの支払い方法に応じて支払います。
3	入札説明書	8	第1	2	(9)	イ	a		6	公の施設の利用者から得る利用料金収入	利用料金は条例に定める額を上限としますが、条例に表示される金額は税込金額と慮します。仮に将来、消費税が増税となる場合、条例の上限値も増額して頂きますでしょうか。	消費税増税の場合、条例改正を行う予定です。
4	入札説明書	8	第1	2	(9)	イ	b		9	b. エリアマネジメント業務に伴う収入	エリア全体の価値向上を目的として、敷地外(隣接道路や河川空間等)の占有を伴うような公民連携の提案を行う場合、本事業の枠組みの中でどこまで許容・支援される想定でしょうか。	区民まつり等の事例を踏まえ、道路や河川の占有許可が見込まれる提案は可とします。参考として、区民まつりでは、河川道路及び環境緑地について占有許可により、来場者用駐輪場として利用しており、隣接道路は警察との協議の上、開催時間中(9:30~16:00)は交通規制を実施しております。
5	入札説明書	9	第1	2	(12)				27	事業スケジュール(予定)	事業者による区役所・公民館の開館準備業務はないものと理解しておりますが、貴市による引越期間はどの程度を想定されておりますでしょうか。また、引越完了後、すみやかに解体に着手できるという理解でよろしいでしょうか。	区役所の引越にかかる期間は、3日間連続した閉庁日を想定しています。その他施設につきましては、3日間連続した期間を想定しています。解体のスケジュールについては、引越し直後は、現区役所に什器備品等が残置されていることが想定されます。市によりすみやかにその撤去を行った後、解体着手となります。
6	入札説明書	10	第2						1	入札参加に関する事項	弁護士事務所、会計事務所、税理士法人及びアドバイザー業務を担う企業等は構成企業、協力企業にならずにSPCから直接業務を受託することができるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準に定めていない業務を直接SPCから受託した事業者を「構成企業」や「協力企業」に含めないことは可能です。「構成企業」や「協力企業」「その他企業」の説明については、「入札説明書」第2.1.(1)をご参照ください。
7	入札説明書	10	第2	1	(1)				3	入札参加者の構成等	入札説明書に参加資格要件の記載がありますが、地元企業の参画を促すためのインセンティブ(審査時の加点評価等)や、JVの構成に関する柔軟な運用は、本事業において考慮されておりますでしょうか。	市内企業への参加促進や雇用促進について、「資料2 落札者決定基準」第3.3.(6) 1 地域経済への配慮、及び2 地域経済の活性化(P23)により評価を行います。
8	入札説明書	10	第2	1	(2)				25	入札参加者等に共通する参加資格要件	SPCの経営管理を担う企業が構成企業または協力企業として参加する場合は、共通の要件を満たしていれば、個別の要件は問われないという理解でよろしいでしょうか。また、様式においても構成企業または協力企業として参加するため、様式4-12(その他企業の参加資格要件について)のような個別様式もないという理解でよろしいでしょうか。	前段、後段については、当該企業が要求水準に定めていない業務を担わない場合は、ご理解のとおりです。
9	入札説明書	12	第2	1	(3)	ア			7	設計業務にあたる者	常勤自社員で3か月以上の直接的な雇用関係があることの証明書類については、法改正により健康保険証が使用できないため、雇用保険被保険者証の写し、または自社の代表者名・押印による証明書の提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	12	第2	1	(3)	ア			26	設計業務にあたる者	「300席以上のホール又は劇場施設」とは固定席として300席以上という理解でよろしいでしょうか。若しくは可動式客席も座席数として含まれるでしょうか。	可動式客席も座席数として含まれます。
11	入札説明書	12	第2	1	(3)	ア			28	設計業務にあたる者	「本施設」とは入札説明書4ページ(5)アに記載のa. 行政施設、b. 利便施設双方を指されておりますが、「本施設」に含まれる機能のうち以上の機能が含まれる複合施設における機能とは29ページ表4に記載されている「基本機能」を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	12	第2	1	(3)	ア			28	設計業務にあたる者	例えば延床面積2000㎡以上の公立図書館と300席以上のホールまたは劇場施設の双方が含まれている複合施設の場合、「延床面積2000㎡以上の公立図書館」、「300席以上のホール又は劇場施設」に加えて、「本施設」に含まれる機能のうち1以上の機能が含まれる複合施設の実績も満たしているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	12	第2	1	(3)	ア			35	設計業務にあたる者	入札取消となった令和7年2月7日付けの入札説明書等に対する質疑回答No41についての確認です。電気設備、機械設備のどちらか片方を設備設計1級建築士として配置した場合、他方の資格要件の有無についてご教示ください。	電気設備、機械設備のどちらか片方を設備設計1級建築士として配置することのみ参加資格要件としています。
14	入札説明書	13	第2	1	(3)	イ			8	建設・解体業務にあたる者	常勤自社員で3か月以上の直接的な雇用関係があることの証明書類については、法改正により健康保険証が使用できないため、監理技術者証で自社雇用者と判明できればよろしいでしょうか。もし、監理技術者証で証明できない場合は雇用保険被保険者証の写し、または自社の代表者名・押印による証明書の提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	入札説明書	13	第2	1	(3)	イ			22	建設・解体業務にあたる者	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No36についての確認です。「実績を有する施設が複合用途の場合、従たる用途においても同ページ23行目~28行目に記載の施設の規模・要件を満たしていれば参加資格として認めていただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、設計業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務についての施設規模・要件についても同様との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	入札説明書	13	第2	1	(3)	ウ			29	工事監理業務にあたる者	入札取消となった令和7年2月7日付けの入札説明書等に対する質疑回答No50についての確認です。設計業務にあたる者の各技術者が工事監理業務にあたる者の管理技術者、各主任技術者を兼任することは可能でしょうか。	設計業務における監理技術者等を工事監理業務の監理技術者等に継続して専任することは可とします。なお、各業務における、管理技術者、各主任技術者を兼任は不可です。
17	入札説明書	14	第2	1	(3)	エ			7	維持管理業務にあたる者	維持管理業務にあたる者の参加資格について、「次に掲げる施設の全ての維持管理業務を1年以上実施した実績を有していること。…実績を有する施設が複合用途の場合は、主たる用途が次に掲げる施設であること」と記載がございしますが、複合用途で庁舎が5000㎡以上、ホール・劇場が300席以上を有する施設の場合、庁舎5000㎡とホール・劇場300席以上の要件を満たしているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書	14	第2	1	(3)	エ			7	維持管理業務にあたる者	参加資格要件の「維持管理業務を1年以上実施した実績」について、以下の2点について貴市の見解をご教示ください。 ①自治体との委託契約において、予算単年度主義に基づき、会計年度ごとの「単年度契約(4月1日から翌3月31日まで)」を締結しているケースがございします。この場合、同一施設において単年度契約を複数年度連続(例:2年度連続で通算2年間)で受託・履行しており、その事実を証明する書類(契約書の写し等)を提出できれば、本要件を満たす「1年以上の実績」として認められるという認識で相違ないでしょうか。 ②本要件における「1年以上」の期間計算について、民法第143条(暦による期間の計算)に基づき、契約期間の初日から翌年の前日(例:4月1日から翌年3月31日)までの履行をもって「1年」の実績を満たすものと解釈してよろしいでしょうか。複数年にわたる継続的な履行実態があれば、契約形態(単年または長期)によらず実績として算入可能か、併せて見解をご教示ください。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、ご理解のとおりです。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	([数])	[加]	[英]	[数]	項				行数
19	入札説明書	14	第2	1	(3)	エ				11	維持管理業務にあたる者	維持管理業務にあたる者の参加資格について、「延床面積5,000㎡以上の庁舎」とありますが、公共が専有し行政サービスを提供する施設であれば庁舎とみなして頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	入札説明書	14	第2	1	(3)	オ				29	運営業務にあたる者	入札取消となった令和7年2月7日付けの入札説明書等に対する質疑回答No.59の回答から、認識に変更がないかの確認のため質問です。「自治体の拠点となる公立図書館」とは具体的にどのような施設をさすのでしょうか。施設規模や機能など「拠点」の定義として想定されている基準があればご教示ください。	拠点図書館とは、分館のようにマニュアルに準じた単なる貸出が主となる図書館ではなく、企画立案や選書など事業者が主体となり運営を実施している図書館を想定しています。
21	入札説明書	15	第2	1	(3)	オ	c			1	運営業務にあたる者	「遊具が設置されている幼児・児童の遊びの支援を目的とした施設のうち、本市が認めるもの。」とありますが具体的なにはどのような施設を想定されますか？	あいばれつと(子ども家庭総合センター)等の施設を想定しております。
22	入札説明書	15	第2	1	(4)					14	市の入札参加資格を有さない者の参加	利便施設運営業務、任意事業の実施者は参加資格はないとの認識でよいでしょうか。(さいたま市の特定調達契約に係る競争入札の参加資格に関する審査は受ける必要がありますか。)	利便施設運営業務の実施者を、入札参加者に含めない場合はご理解のとおりです。また、任意事業の実施者は、事業者(構成企業または協力企業)です。そのため、事業者(構成企業または協力企業)以外は任意事業を行うことはできません。
23	入札説明書	23	第3	3	(7)	エ				6	予定価格	金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいないと記載あるが提案書提出後のスライド変更は可能でしょうか？	ご指摘の記載は、入札公告日から開札日までの改定を見込んでいないという意図です。提案書提出後の改定は、「資料5 事業契約書(案)」別紙5.4 サービス購入料の改定をご参照ください。
24	入札説明書	23	第3	3	(7)	オ				11	入札保証金免除	免除すると記載ありますが、免除申請など内容をご教授ねがいたい。	入札保証金の免除について、事業者の申請手続き等はありません。
25	入札説明書	24	第3	5						4	提出書類の取扱い	提出書類の著作権は参加者に帰属しつつ、貴市は無償で使用可能とされています。提案に含まれるノウハウ(マニュアル雛形等)は公開範囲・黒塗りの可否は事業者側の希望を汲んでいただけたとの理解でよろしいでしょうか。	本市は事業者に対して守秘義務がありますので、事業者にとって秘匿性の高い情報は非開示とする取扱いが可能です。
26	入札説明書	31	第5	1	(3)					12	SPCの設立等の要件	当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能でしょうか	SPCの本店所在地を、本事業で整備する複合施設内に定めることも可能とします。
27	入札説明書	32	第6	1	(2)	イ				19	工事施工時	工事施工時のモニタリングについて、「確認の結果、本市の定める水準等を下回るかが判明した場合、本市は業務内容の改善を求め、事業者は、本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。」との記載がございますが、貴市の定める水準等を下回った要因が事業者でない場合は、当該改善の費用負担については免責とさせていただきますでしょうか。また、上記は「ウ工事完成・施設引渡し時」及び「工施設供用開始後(維持管理・運営段階)」についても同様に免責対象との認識でよろしいでしょうか。	工事施工時、引渡し時についてはご認識のとおりです。維持管理・運営段階については、「資料5 事業契約書(案)」別紙6.3 (3)イ 減額ポイントの付与方法(P64)のとおり、「要求水準等を達成していないとされる場合であっても、やむを得ない事由による場合でかつ事前に発注者に連絡があった場合、明らかに事業者の責めに帰さない事由による場合には減額ポイントは付与しない」想定です。
28	資料1-1 要求水準書(総則)	3	第1	5	(1)	ア				12	中心拠点にふさわしいまちづくり【拠点性/防災性】	災害時の市民の安全・安心を確保について、各施設機能における来客者の一時避難の方針がありましたらお知らせください。	【区役所機能】 災害後に区役所に来庁してきた市民については、避難部屋・スペース等を設ける規定がないため、受け入れを行うはおりません。なお、来庁中に災害に見舞われた来庁者についての対応は、東側駐輪場付近のスペースを避難場所としています。 【図書館機能】、【産業文化センター機能】 「別紙18-①」指定管理者が管理する公共施設の避難施設としての利用に関する特記事項のとおり、指定管理者が管理する公共施設の避難施設としての利用に関する特記事項以外の規定はありません。 【公民館機能】、【児童センター機能】、【老人福祉センター機能】、【プール機能】 特にありません。 ※「別紙18-①」指定管理者が管理する公共施設の避難施設としての利用に関する特記事項」以外の方針はありません。(公民館機能) ※いいい荘は、指定福祉避難所です。(老人福祉センター機能)
29	資料1-1 要求水準書(総則)	4	第1	5	(3)	ア				19	エリアビジョン	サードプレイスの実現に向けて、コモンスペースにおいて、飲食や交流を促進するイベント(例:キッチンカーの定期開催等)は想定されているか、また継続的な実施(毎月、毎週)は許容されるかご教示ください。	前段について、本事業のエリアビジョンの実現に向けて、民間事業者が持つノウハウを活かした魅力的なイベント実施の提案を期待しているところです。 後段については、エリアマネジメント業務として実施するものであるか、任意事業で実施するものであるかにより、継続実施の可否は異なると考えます。詳細については契約締結後に都度協議が必要と考えております。
30	資料1-1 要求水準書(総則)	4	第1	5	(1)	オ				1	デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進	予約、利用履歴、人流等のデータを横断的に活用することは可能か、個人情報や既存システムとの関係での制約条件についてご教示ください。	「別紙41 DX提案に係るデータ提供について」の考え方に沿って個別に提供可否を判断します。詳細は事業者の提案に基づき、契約締結後の協議とします。
31	資料1-1 要求水準書(総則)	5	第1	6	(1)					6	再編対象施設に導入する機能一覧	コモンスペースは公共性の高い空間と理解しておりますが、収益性のある飲食イベントとの関係について、公共利用との優先順位や制約条件(利用制限、時間帯制限等)があればご教示ください。	(仮)中央区民広場を含むコモンスペースは、地方自治法第244条に基づく公の施設と位置付ける予定のため、同条の主旨を遵守した提案を期待します。コモンスペースで収益性のある飲食イベントを実施する場合、エリアマネジメント業務又は任意事業に該当するため、それぞれの要件をご確認ください。
32	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	5	第1	1	(2)					10	事業区域の各街区の概要	西A、B街区に対し、※「ただし、区役所機能を配置する計画により15.0mを超える場合には、既存区役所の19.5mを限度とする」とありますが、ここで記載の19.5mは建築基準法上の高さと考え、構造と縁が切れている目隠しや1/8以下での塔屋・建築設備は19.5mを超えてもよいと考えてよろしいでしょうか。また、区役所とそれ以外の複合用途を別棟とする場合、複合用途の棟に対しても同じ開発区域内であれば、同様の考えで19.5mを限度としてもよろしいでしょうか。	建築物の高さの考え方については、建築基準法における高さの規定を準用することになります。また、市街地調整区域内においては、区役所機能を含めた開発区域に計画する全ての施設の高さ(限度)が19.5mとなります。
33	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	7	第1	1	(6)					1	土壌汚染	「令和4年度に過去の特定有害物質採取事業所の設置の状況等を調査した結果、履歴なしであった。詳細については、【別紙4 土壌汚染調査報告書】を参照すること。」とありますが、現存する建物の解体跡地など、工事着工後にしか調査できない範囲において、土壌汚染が見受けられた場合には、追加費用等は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	調査費用については、事業者の負担となります。 対策費用については、契約締結後の協議対象とします。
34	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	9	第1	2	(2)					5	解体範囲	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.74の結果を受けての質問です。「解体範囲内の要求水準書(案)で示す地中埋設物(地中障害物含む)を撤去する費用については、事業費に含まれております。なお、要求水準書(案)で明示されていない本件土地又は解体対象施設の条件について、予期することができない特別の状態が生じた場合には、事業契約書(案)第11条に基づいて協議します。」と回答を頂いていますが、事業契約書(案)第11条には「事業者は、本業務を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。」とありますが、こちらは業務対価の増額変更協議対象となるということでしょうか。	ご理解のとおりです。「資料5 事業契約書(案)」第11章 第11条 3(P4)に示すとおり、「入札説明書等の内容から合理的に予測できる範囲を超えるものについて合理的な範囲で発注者が当該追加の費用及び損害を負担」します。
35	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	10	第1	2	(4)					4	その他	「事業区域内における既存の公共下水道(下合1号幹線)、防火水槽、震災対策用応急給水施設について、留意することとし、移設が必要な場合は、本市と協議すること。」とありますが、工事に支障がなければ既存利用可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	10	第1	2	(4)					4	その他	「事業区域内における既存の公共下水道(下合1号幹線)、防火水槽、震災対策用応急給水施設について、留意することとし、移設が必要な場合は、本市と協議すること。」とありますが、いずれの施設も建設期間中は常に使用可能とする必要がありますでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	13	第2	1						18	共通事項	住民からの意見聴取はワークショップやアンケートなどが考えられますが、意見聴取にあたって貴市からどのような協力を頂けるかご教示いただけますでしょうか。	アンケート実施時の連名、会場の提供、区民祭りのスペース確保等を想定していますが、必要な本市のサポート体制については、契約締結後の協議対象とします。

①番号	②資料名	③該当箇所							④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	[数]	[英]	[英]	項				行数
38	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	13	第2	1					18	共通事項	「意見徴収や対話によって設計に変更要求があった場合は、対応について本市と協議すること。」とございますが、設計への変更要求により、計画が変更となる場合、その程度によっては、設計変更の費用及び期間についても協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか？	協議の対象とします。
39	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	13	第2	1					29	共通事項	「設計段階から施工段階まで一貫したBIMを活用した合理的な施設整備を実施」することが求められています。維持管理・運営段階におけるFM(維持管理BIM)でのデータ活用については、市としてどこまで想定・要求されているか、引き継ぎ時のフォーマット等のルールはありますか？	データ活用については、修繕時等の活用を想定しています。なお、引継ぎ時のルール等については、事業契約締結後の協議とします。
40	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	14	第2	2	(1)	工			20	既存建築物汚染物質調査(アスベスト)	現存する建物において、引越完了後にしか調査できない範囲においては、建築物汚染物質が見受けられた場合には、追加費用等は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか？	要求水準書を含む「入札説明書」等に明記されておらず、また、その他公表されている資料・情報等より合理的に予測できず、事業者の責めに帰さない予測困難な事案については協議の対象とします。
41	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	14	第2	2	(1)	工			22	既存建築物汚染物質調査(アスベスト)	「アスベスト分析未調査箇所については、アスベスト含有建材との見込みで想定している。および、全ての汚染物質は関係法令に従い、適切に処分すること。」とありますが、ご提示の資料からは石綿の種類及びレベルが明確でないため、アスベスト除去工事の工事費及び工期算出は出来かねます。解体工事におけるアスベスト除去工事については、本業務における既存建築物汚染物質調査の結果を踏まえての工事費及び工期の提示とし、本事業での追加項目という位置づけとするのが現実的と考えますが如何でしょうか？	「別紙14-①」～「別紙14-⑦」をご参照ください。なお、要求水準書を含む「入札説明書」等に明記されておらず、また、その他公表されている資料・情報等より合理的に予測できず、事業者の責めに帰さない予測困難な事案については協議の対象とします。
42	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	14	第2	2	(1)	工			22	既存建築物汚染物質調査(アスベスト)	「アスベスト分析未調査箇所については、アスベスト含有建材との見込みで想定している。」とありますが、想定したレベルをご教授願います。	レベルの想定は次のとおりです。 レベル1:耐火被覆等の吹付け材 等 レベル2:煙突等の断熱材、配管保温材 等 レベル3:ボード等の仕上げ材 等
43	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	14	第2	2	(1)	工			25	既存建築物汚染物質調査(アスベスト)	「既存建物アスベスト調査報告書と現況に差異がある場合は、本市と協議すること。」とありますが、設計変更対象という認識でよろしいでしょうか？	設計変更の対象とします。
44	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	15	第2	2	(2)				2	基本設計・実施設計	「事業者は、意見募集の実施についての提案を基に、会議を主催し、会議への出席、議事進行、資料作成等の必要な業務を実施すること。」とございますが、「意見募集の実施についての提案」とは、何を示してまずでしょうか？また、「会議を主催し」の、会議開催の対象者、出席者、会議の主旨をご教示ください。	意見募集の実施についての提案は、事業者意見募集を行う説明会等の提案することです。会議の対象者は、市民、職員等とし、会議の趣旨は本事業に関する意見を伺うことです。
45	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	15	第2	2	(2)				2	基本設計・実施設計	「事業者は、意見募集の実施についての提案を基に、会議を主催し、会議への出席、議事進行、資料作成等の必要な業務を実施すること。収集された意見を設計に反映するかは、事業者と本市で協議の上、決定する。」とございますが、決定した内容によって期間の延長や発生した費用の負担は発注者がリスク負担すると考えてよろしいでしょうか？	決定した内容によって生じる変更が要求水準を逸脱する場合には、ご理解のとおりです。
46	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	16	第3	1					2	共通事項	現場責任者、管理技術者、主任技術者、それぞれに対してどのような役割を想定されておりますでしょうか？	工事監理業務における現場責任者とは、業務の履行に関し、指揮監督を行う者を想定しており、工事管理業務における管理技術者とは、業務の履行に関し、技術上の管理を行う者を想定しています。なお、現場責任者と管理技術者の兼任は可能としております。
47	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	16	第3	2					13	業務内容	「業務内容は、本業務に起因する全ての工事(解体工事や什器備品設置費を除く)の工事監理業務とする。」とありますが、その業務範囲は国土交通省による「業務報酬基準ガイドライン:2024年告示第8号版」に記載されている標準業務の成果図書を対象とした工事監理を想定すればよろしいでしょうか？	工事監理業務の範囲は、国土交通省による「業務報酬基準ガイドライン:2024年告示第8号版」『工事監理に関する標準業務』に記載されている成果図書を対象とした工事監理と、『その他の標準業務』に記載されている標準業務と一体に行われる業務の範囲を指します。
48	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	17	第4	1					15	共通事項	「近隣住民への配慮として、…近隣住民の理解が得られた場合についてはこの限りではない」とありますが、着工前に近隣説明会を開催し内容を説明した上で特段異論がなかった場合、理解を得られたと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
49	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	18	第4	3					24	その他	ホームページの更新と記載ありますが、さいたま市のHP内に当該事業の公開リンクを入れることは可能でしょうか？ご教授願います。	さいたま市のHP内に当該事業の公開リンクを入れることは可能です。
50	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	18	第4	3					25	その他	工事で発生した残土について、UCR(建設資源広域利用センター)など土壌受け入れ先に指定はありますでしょうか？	指定はございません。
51	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	18	第4	3					27	その他	工事に起因する破損など発生した場合責任をもって対応すると記載ありますが、費用負担の割合などご教授願いたいです。	事業者の負担とします。
52	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	18	第4	3					29	その他	バラ祭りや区民まつりなどの協力を記載ありますが、工事期間中、まつりの開催において駐車場が会場になると思いますが工事期間中は会場の縮小など今後検討。協議願いたい。	協議の対象とします。
53	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	18	第4	3					30	その他	事業者は本市が別途行う引越越し作業について協力を記載ありますが、別途の内容をご教授ねがいたい。また、別途の内容が当該事業内容と乖離している場合は、協力から協議事項で変更協議願いたい。	引越しとは、既存施設から、新施設への一部備品(付属資料1_移設備品リスト(参照))の移動を想定しており、原文のとおりとします。
54	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	23	第5	1	(7)	ア			11	駐車場計画	東B地区に駐車場を配置する場合、近隣住宅内の市道を通行しない対策として市道1号線からの接続は可能という理解でよろしいでしょうか？	関係法令を遵守した場合は、ご理解のとおりです。なお、車両出入口と交差点からの距離、停止線の位置等に関する、交通協議等が必要になります。
55	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	23	第5	1	(7)	ア			15	駐車場計画	「一般車用駐車場の出入口部分に駐車場管制設備(ゲート、満空表示、出庫灯等)を設けること。」とありますが、台数が少ない場合、事前予約制として管制設備を設けないことは認められますでしょうか？ なお、どうしても必要な場合は、ゲート式ではなく、ロックレス式(カマラ式)でも認められますでしょうか？	施設整備における要求水準は、「資料1-2 要求水準書(設計・建設)」第5.1.(7) 駐車場・駐輪場計画(P23)に記載のとおり、駐車場管制設備の設置は必須としております。将来的に不適正利用があった場合には、有料化(料金徴収方法は未定)の検討を予定しております。追加整備・管理運営を合理的・効率的に実施したいため、その点を考慮した動線・配置案を期待します。なお、駐車場管制設備については、「ゲート等」としているため、ゲートに限らず適切な管理が可能となる提案を期待しています。
56	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	23	第5	1	(7)	ア			15	駐車場計画	「一般車用駐車場の出入口部分に駐車場管制設備(ゲート、満空表示、出庫灯等)を設けること。」とありますが、管制設備はSPC(もしくは維持管理・運営企業)がリースで調達する形態でも良いでしょうか？	ご理解のとおりです。
57	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	23	第5	1	(7)	ア			33	駐車場計画	「車路及び車室の有効高さは、有効で2.5m以上とすること。」とございますが、検診車やホール関係の搬入者については2.5m以上の高さの仕様も想定されます。検診車や搬入車の具体的な高さが分かるようでしたら、ご教示ください。 レントゲン車 幅:2.49m 長さ:9.05m 高さ:3.2m レントゲン車 幅:2.37m 長さ:8.1m 高さ:3.07m 外部から来庁する検診車、バス等が駐車できるスペース(数台程度)及び動線を確保してください。 【産業文化センター機能】 最大でハイルーフの3トラックでの搬入が行われたことがあります。	【区役所機能】 献血車両 幅:2.49m 長さ:9.05m 高さ:3.2m レントゲン車 幅:2.37m 長さ:8.1m 高さ:3.07m 外部から来庁する検診車、バス等が駐車できるスペース(数台程度)及び動線を確保してください。 【産業文化センター機能】 最大でハイルーフの3トラックでの搬入が行われたことがあります。
58	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	24	第5	1	(8)	ア			25	敷地外工事	必要となる縁石や街渠の改修～とは車両用切下げ等提案に掛かる部分のみを差し、提案に関わらない敷地外工事と既存部分の道路側境界石、歩道の打ち換え、街渠の補修は本事業に含まれないとの考え方で良いですか？	提案により出入口等を設けるなど、敷地外へ影響が及ぶものについては、本事業の対象となります。想定範囲としては、隣接する公道や河川敷等を想定しています。
59	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア			7	外構	75m以上の花壇について、3街区分散配置の合計とすることを考えてよろしいでしょうか。かつ屋上部での設置は可能でしょうか？	バラの花壇は分散配置を可とし、合計で75m以上とします。なお、花壇は利用者の目につきやすい位置に設置することが、要求水準です。
60	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア			7	外構	外構記載ですが、75m以上の花壇を、建築外壁面での壁面緑化支保も含まれると想定してよろしいですか？	壁面緑化支保は、花壇に含みません。
61	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア			7	外構	「中央区の花であるバラを植栽すること、品種については本市と協議すること」と記載がありますが、現状での選定基準等ございますでしょうか？	選定基準等の想定はございません。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	[数]	[英]	[英]	項	行数				
62	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア				9	外構	花壇は「(仮称)中央区民広場の設えの中で整備することも可とする。」とありますが、仮に芝生の広場2000㎡内に設ける場合は、面積条件として達成することになりますか？	芝生広場は、地表面が芝生の設えのものを想定しているため、不可とします。
63	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア				16	外構	外構計画内の記述ですが、建築壁面に設置することで機能を満たすと考えてよろしいでしょうか	懸垂幕については、ご理解のとおりです。
64	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア				17	外構	国旗掲揚塔について高さに規定はありますでしょうか？また、建築壁面に設置でしょうか。	高さの規定は、ございません。建築壁面ではなく、3本設置してください。
65	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア				17	外構	国旗掲揚塔に掲揚する旗は貴市にてご購入いただけるという理解でよろしいでしょうか。備品リストに記載が見受けられません。	ご理解のとおりです。
66	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア				17	外構	国旗掲揚の業務については貴市にて対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア				18	外構	除去広告物や公園資機材等の保存スペースについて、屋根や囲い等は必要でしょうか？建物内に設置は不可でしょうか？	屋根等は必要ありませんが、提案によるものとします。屋内の設置については、提案によるものとします。
68	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア				20	外構	外構計画内の記述ですが、建築壁面に設置することで機能を満たすと考えてよろしいでしょうか	外部電源については、ご理解のとおりです。
69	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	25	第5	1	(8)	ア				20	外構	「イベント開催やキッチンカーの設置などを想定し、電源が使用できるような電源ポールや外部電源などを適宜設けること」と記載がありますが、これらの用途への使用を想定した給水や排水設備は不要と考えるよろしいでしょうか。	広場でのイベントが充実するような提案を期待しています。
70	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	26	第5	1	(9)					3	インフラ途絶時の排水について	「インフラ途絶時に備え、(途中略)便所洗浄水用などの貯水槽を設けるなどの施設計画とすること。」と記載がありますが、下水道途絶を想定した、排水貯留槽の設置などは不要と考えるよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
71	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	26	第5	1	(9)					18	防災計画	「AEDを設置するスペースを本施設及び屋外に設けること」と記載がありますが、当該スペースの場所及び数量は事業者提案であるとの理解でよろしいでしょうか。	AEDの設置場所や設置数は、事業者の提案によるものとしますが、既存施設の設置台数や「さいたま市自動体外式除細動器(AED)整備方針」を踏まえ検討してください。既存施設からの移設や新規調達は、本市が別途行います。実際の設置場所や設置数は、契約締結後、本市との協議にて決定します。
72	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	26	第5	1	(9)					18	防災計画	「AEDを設置するスペースを本施設及び屋外に設けること」とAED設置スペースについての記載がありますが、AED本体の整備・点検については、別紙11付器備品リストおよび要求水準書(維持管理・運営)に記載がないため、AED本体は貴市で調達し点検および消耗品交換等を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	27	第5	1	(11)					21	環境配慮計画	「本施設は、ZEB Ready相当以上とすること。ただし、エネルギーの消費が著しいホールやプールなど困難な場合においてはZEB Oriented相当とするなどの検討を行うこと。」と記載がありますが、建築計画上、主要建屋にホールやプールを含む計画とした場合は、当該建屋の目標値をZEB Oriented以上とすると解釈してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	27	第5	1	(11)					21	環境配慮計画	本施設は区役所、図書館、プールなどエネルギー消費特性が異なる複数の機能が複合しますが、ZEBの評価は建物全体として合算で行う想定でしょうか、それとも各機能単位の評価を想定しているのでしょうか。	各機能毎の評価を想定しております。エネルギー消費が著しい機能をZEB Oriented相当とし、結果的に建築物全体の評価がZEB Oriented相当となっても、要求水準未達とはなりません。
75	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	27	第5	2	(2)					30	耐震性能	区役所機能のみⅠ類とし、その他の機能については区役所機能とは構造的に分離させ、構造体安全性の分類をⅡ類としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	30	第5	3	(2)	ウ				2	雷保護設備	「庁舎機能の建物とその屋上に設置される設備を保護するため、雷保護設備を設けること。」と記載がありますが、高さが20m未満の場合法的に雷保護設備は不要になりますが、高さが20m未満の場合でも屋上設備の保護のための避雷設備は必要になりますでしょうか。	区役所機能を含む建築物及び区役所機能の屋上に設置される設備を保護するための雷保護設備(避雷針等)は、必須とします。
77	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	30	第5	3	(2)	エ				4	受変電設備	受変電設備において2回線受電等、受電方式の指定はありませんでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
78	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	30	第5	3	(2)	エ				5	受変電設備	受変電設備は閉鎖型とし電気室内に設置との記載がございませんが、面積・コスト削減に配慮し、屋外化することは可能でしょうか。	不可とします。
79	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	30	第5	3	(2)	エ				6	受変電設備	「保守メンテナンス時、重要負荷を停電することなく実施できるよう配慮すること。」とありますが、点検時間中は、仮設のバックアップ用発電機を設置し、それより給電する方式としてもよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
80	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	30	第5	3	(2)	エ				11	受変電設備	省エネルギーを考慮した機器の選定について、変圧器は第三次判定基準を満たしていればよいという認識でしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者からの提案により、同基準を上回る省エネルギー性能を有する変圧器の採用を期待しています。
81	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	30	第5	3	(2)	エ				16	受変電設備	電気自動車25台分の充電設備(普通充電6kW/台)の増設に関して、公用車用と一般車用の内訳は何台でしょうか。	公用車用8台、一般車用17台です。
82	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	30	第5	3	(2)	カ				23	発電設備	燃料について、建築設備設計基準に原則として軽油とする記載がありますが、検討及び提案によっては軽油以外の燃料の使用も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
83	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	30	第5	3	(2)	カ				29	発電設備	「建築設備設計基準」は令和6年度版の参照でよろしいですか。また、別紙の諸室諸元表に災害対策対象室の記載がありますが、保安負荷の供給範囲は発電設備の項にて検討すればよろしいでしょうか。	「建築設備設計基準」は最新版を参照してください。供給範囲は、災害発生時に災害対策本部として転用する諸室を想定しています。詳細は、設計時の協議とします。
84	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	31	第5	3	(2)	キ				20	構内交換設備	多機能電話の設置場所で「事業者の保守作業者の待機室(設備保守業者控室)」とありますが、別紙9諸元表の「保守業者控室」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	31	第5	3	(2)	キ				20	構内交換設備	多機能電話の設置場所を「事業者の保守作業者の待機室(設備保守業者控室)」ではなく、「管理・警備室」に設置しても差支えないでしょうか。	不可とします。ただし、「資料1-2 要求水準書(設計・建設)」第5 3 (2) キ 構内交換設備(P32)を満たした上で、その他の設置場所及び設置台数については、事業者の提案によるものとします。
86	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	31	第5	3	(2)	ク				35	構内情報通信網設備	施設内の各室に配管・配線を行うこと、一般に「独」表記は配管までとありますが、別紙22の図書館システムはネットワークシステム全てを事業者が整備とあります。別紙9の一般に「○」の部分のネットワーク機器や無線LANについても事業者側の整備範囲をお知らせください。	図書館システムについては、ご理解のとおりです。「別紙9 諸室諸元表」の「一般」が「○」の部分につきましては、各室の配管・配線まで行うこととします。「別紙9 諸室諸元表」の「庁舎システム」が「○」の意味は、諸室にLANを通す想定があることを示すものです。なお、「別紙9 諸室諸元表」の庁舎システムを庁内システムを修正します。
87	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	32	第5	3	(2)	ケ				17	情報表示設備	「構内で電波時計(単体設置)が設置可能となるように設備すること」とありますが、これは要求水準に記載がある有線式親子時計設備とは別に、施設内全体で市販品の電波時計を利用可能にする事を示しているのでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	32	第5	3	(2)	ケ				17	情報表示設備	構内で電波時計(単体設置)を利用可能にする場合、有線式親子時計の代わりに、本事業で単体設置の電波時計を設置する方式にしてもよろしいでしょうか。	不可とします。
89	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	32	第5	3	(2)	コ				27	映像、音響設備	「構内情報交換設備」と連携した計画とありますが、連携内容をご教示下さい。	事業者の提案によるものとします。
90	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	34	第5	3	(2)	テ				7	中央監視制御設備	「中央監視盤の監視・制御対象は、(途中略)空調設備の遠隔制御監視とする。」と記載がありますが、ビルマルチエアコンを主体とした空調設備を計画する場合、ビルマルチエアコンの制御監視はビルマルチエアコンメーカーの集中コントローラーによるものとして、中央監視設備からの監視・制御は行わない計画とすることも可能でしょうか。	原則不可としますが、中央監視盤でも監視・制御が可能な場合のみ、ビルマルチエアコンメーカーの集中コントローラーによる監視・制御も可とします。
91	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	35	第5	3	(3)	ア				20	排水設備	「分流方式の地域であり、敷地内も分流とすること。」と記載がありますが、屋内排水については、適切な除害設備を設ければ屋内合流方式としてよろしいでしょうか。	事業契約後の協議とします。
92	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	35	第5	3	(3)	ア				29	ガス設備	当項目にガス設備についての記載がありますが、同資料の43P「調理室」の項目においてプロパンガスの使用について言及されております。計画上、調理台以外でのガス使用を行わない計画とした場合、都市ガスの引き込みは不要なものと計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	38	第5	4	(2)	エ				27	会議室	開庁時間外に市民等の利用を想定されている会議室とは具体的にどの会議室でしょうか。「別紙9諸室諸元表」に記載されている内容のうち、該当する全ての会議室をご教示頂けますでしょうか。	多目的室1・2、会議室1～11を想定しています。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果		
		頁	第	[数]	[数]	[加]	[英]	[数]	項				行数	
94	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	39	第5	4	(2)	オ				11	屋上	震度計側部について、計画によっては工事の揺れが予測されるため、工事前の先行移設の検討が考えられますが、移設は対象外ですか。(参考:気象庁)	ご理解のとおり、工事前の先行移設を見込んでいます。また、移設費についても本事業に含まれています。	
95	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	40	第5	4	(3)	ア				9	コンセプト	本施設の図書館機能は既存のさいたま市図書館システムの一部として運用されるものと理解しておりますが、電子図書館サービスについては本事業の業務範囲に含まれるものではなく、市全体の図書館サービスとして別途整備・運用されるの理解でよろしいでしょうか。	市が全市民的に提供する電子図書館サービスとは別に、与野図書館単独で稼働する電子図書館サービスの導入提案を期待します。	
96	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	40	第5	4	(3)	イ				25	蔵書数	閉架蔵書数30,000冊以上の記載がございますが、別紙9では集密書庫(約2万冊程度)、固定書架(約1万5千冊程度)の記載が有り、合計35,000冊程度となります。要求水準としては、30,000冊以上必要の認識でよろしいでしょうか。	「別紙9 諸室諸元表」のとおりとします。	
97	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	41	第5	4	(3)	ウ				8	共通事項	「本事業で整備される複合施設全体(同一建物内に限る)で、図書館の本や資料を閲覧可能とすることにより、~ただし、図書館の管理について十分配慮すること。」における「同一建物内に限る」の定義についてご教示ください。例えば、西A地区の建物と西B地区の建物を、渡り廊下等により物理的に接続した場合、当該建物群は「同一建物内」となりますでしょうか。	蔵書管理が適切に行われることが前提となります。持ち去りを防ぐことができる提案をお願いします。	
98	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	41	第5	4	(4)	ア				26	コンセプト	公民館機能や児童センター機能において「サードプレイスの創出」がコンセプトとして掲げられています。また、各施設では防音対策等を講じることが求められています。近年、多世代交流のツールとしてeスポーツ等の需要が高まっていますが、高速通信環境等を整備し、こうした新たな活動をプログラムとして組み込む提案は、市の意図する趣旨に合致すると考えてよいでしょうか。	本事業において、eスポーツの取り組みについては、老人福祉センター機能の任意事業において期待する事項としております。なお、公民館機能や児童センター機能におけるeスポーツについての考えは下記のとおりです。 【公民館機能】eスポーツについては、公民館での実施はしていないが、他市での実施事例があることなどは把握している。今後の方針などにより実施する可能性はあるため、こうした新たな活動の提案を妨げるものではない。 【児童センター機能】多世代が集まる複合施設内の児童センターとして、各機能や地域住民等と連携したコンテンツを充実させることで、地域とともに子どもを育むことができる環境を整備することを期待しておりますが、質問いただいた取組が趣旨に合致する場合は、提案書の内容により判断するものとなります。	
99	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	42	第5	4	(4)	イ				14	調理室	別紙9を含めて調理台はプロパンガスが導入できるものを1台以上とありますが、災害時利用などはお考えでしょうか。	災害時利用も想定しています。	
100	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	43	第5	4	(6)	イ				28	諸室構成	各機能の諸室については個別に区画された構成が前提でしょうか。それとも、複数機能が一体的に利用できる空間構成(例:コモンスペースと各機能の連続的利用等)とする提案は可能でしょうか。	児童センター機能は、利用児童の安全を確保するため、不特定多数の人が自由に入出できないよう、入退館を管理するための独立した出入口を設ける必要があることから、他機能とは区分する必要があります。児童センター機能内の各諸室については、複数機能が一体的に利用できる空間構成も可とします。	
101	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	43	第5	4	(6)	イ				28	諸室構成	利用ニーズの変化に対応するため、可動間仕切り等による可変的な空間利用(例:平常時は分割利用、イベント時は一体利用)を前提とした設計提案は可能でしょうか。	児童センター機能は、利用児童の安全を確保するため、不特定多数の人が自由に入出できないよう、入退館を管理するための独立した出入口を設ける必要があることから、他機能とは区分する必要があります。児童センター機能内の各諸室については、複数機能が一体的に利用できる空間構成も可とします。	
102	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	47	第5	4	(9)	ウ				28	(仮称)中央区民広場	合計4,000㎡以上、芝生(天然芝)の広場2,000㎡以上との記載がございますが、建物配置計画の自由度向上のため、面積条件の上下限値(±10%等)を設定する等、条件に幅をもたせて頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。	
103	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	47	第5	4	(9)	ウ				29	(仮称)中央区民広場	「芝生(天然芝)の広場を2,000㎡以上設けること。」とありますが、設定面積のうちにパーゴラやステージ、樹木が密な植栽地、イベント用設備スペース等の広場付帯施設も含まれると考えてよいですか。(天然芝)とありますが、仮に高頻度の踏圧を考慮し一部を人工芝とする場合も2000㎡に含むと考えてよろしいですか。また、それは75㎡以上の花壇を当該広場内に設ける場合も同様と考えてよいですか。	芝生広場は、原則地表面が芝生の設えのものを想定しているため、芝生以外のものは不可とします。天然芝の芝生広場が要求水準です。	
104	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	47	第5	4	(9)	ウ				29	(仮称)中央区民広場	芝生(天然芝)広場2000㎡の面積算定について天然芝の広場内に歩行者の通行用に一部舗装された部分を設ける場合、舗装部分も芝生広場の面積に含めてもよろしいでしょうか。	芝生広場は、原則地表面が芝生の設えのものを想定していることから、通路等の舗装部分は面積に含めません。	
105	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	47	第5	4	(9)	ウ				32	(仮称)中央区民広場	芝生(天然芝)の広場内に西谷公園機能(遊具等を設置するエリア)を設ける場合、遊具等を設置しているエリアも芝生(天然芝)の広場の面積にカウントしてもよろしいでしょうか。	上部に遊具等があったとしても地表面が芝生の設えであれば芝生広場の面積に算入します。安全マットなど、明確に面積が算出できる常設施設・設備については、芝生面積の対象外となります。	
106	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	47	第5	4	(9)	ウ				32	(仮称)中央区民広場	「西谷公園の機能を継承すること。」と記載の機能とは、現状施設をふまえて遊具・ベンチなどの遊戯・休憩の機能を指すのでしょうか。想定を教えてください。	ご理解のとおりです。子どもたちに親しまれる遊具が配置され、子育て世代にとって貴重な交流スペースとなる提案を期待しています。	
107	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	47	第5	4	(9)	ウ				32	(仮称)中央区民広場	「西谷公園の機能を継承すること。」とありますが、遊具は事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。子どもたちに親しまれる遊具が配置され、子育て世代にとって貴重な交流スペースとなる提案を期待しています。	
108	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	47	第5	4	(9)	ウ				32	(仮称)中央区民広場	(仮称)中央区民広場は「西谷公園の機能を継承する」とされており、子供が遊べるスペースの設置が求められています。区民アンケートを踏まえた「ボール遊び」等ができる設えへの期待が記載されていますが、安全性と自由度のバランスをどのように取り、具体的な運用ルールをどう定めていく想定でしょうか。	ボール遊びができる設えではなく、ボール遊び等のイベントができる設えを期待しています。具体的な運用ルールについては、事業契約締結後に提案を基に協議することを想定しています。	
109	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	47	第5	4	(9)	ウ				12	32	(仮称)中央区民広場	「西谷公園の機能を継承すること。」と記載がありますが、「機能を継承する」とは、具体的にどのような状態を指すのかご教示ください。	子どもたちに親しまれる遊具が配置され、子育て世代にとって貴重な交流スペースを指します。なお、西谷公園は現在、都市公園法上の公園に位置づけられていますが、(仮称)中央区民広場を同法上の公園とする予定はありません。
110	資料1-2 要求水準書(設計・建設)	49	第5	4	(10)	ウ				7	カフェ	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No1633についての確認です。カフェのゾーン分けについて、ゾーン分けとは利用者を想定した、動線計画や什器等の違いによって行うことも可能であり、必ずしも空間を物理的にわける必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
111	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	4	第1	1	(1)					5	仕様書	「維持管理運営業務及び運営業務の開始予定日の3箇月前までに本市に提出」と記載がありますが、竣工引き渡し後各施設ごとに異なる場合、各施設の業務開始予定日の3箇月前までに提出するという理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務及び運営業務の開始予定日の3ヶ月前までに仕様書を提出してください。竣工引き渡しが各施設で異なり、各施設の業務開始予定日も異なる場合、業務実施内容の変更に合わせて、本市と協議の上、改訂を行ってください。	
112	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	4	第1	1	(4)					32	施設台帳・備品台帳	現存する全ての備品と備品台帳の突合とありますが、対象範囲は備品台帳に記載された内容でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
113	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	4	第1	1	(4)					32	施設台帳・備品台帳	現存する全ての備品と備品台帳の突合とありますが、区役所、公民館等、貴市が管理(修理、廃棄、調達等)する備品は本業務の対象外でよろしいでしょうか。	「付属資料1 移設備品リスト」に記載されるもののほか、本業務外で本市が調達する備品は対象外となります。	

①番号	②資料名	③該当箇所							④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	[英]	[和]	[英]	[数]				
114	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	6	第1	4					9	施設の開庁・開館時間等	「なお、事業者は、下記の事由による場合は、事前に本市の了承を得たうえで、本施設のうち自らが運営主体となる機能の一部についての利用を制限し、又は施設全部を休館とすることができる。 各種設備機器等の保守、修繕等の実施に伴い利用制限あるいは休館が必要な場合 その他、合理的な理由がある場合」 とありますが、セキュリティや保守管理上休館日が同じ方が管理しやすいと考えます。 この場合は合理的な理由に該当しますか。	利用制限・休館の必要性が客観的に説明できるかによります。公の施設は正当な理由なく利用を制限できないため、セキュリティ上の理由については、詳細を確認したうえで判断する必要があります。一方、設備機器等の保守、修繕等(法定点検を含む)に伴い、全館停電や立入制限が必要となるなど、開館中の実施が安全上・運用上困難である場合は、管理上必要な措置として合理的な理由に該当し得ます。その場合でも、利用者影響を最小化するため、実施内容・期間・代替措置・周知方法等を整理し、事前に本市の承認を得ることが前提となります。各機能における個別の考え方・現在の本市の状況は以下のとおりです。 【区役所機能】 区役所の開庁日は動かすことができないため、それに配慮して休館日を設ける必要があります。 【図書館機能】 図書館の休館日は「さいたま市図書館条例」で、①各館ごとに定める曜日による休館日、②1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日まで、③特別整理期間(8日以内)と定められています。 これ以外の日を休館とする場合、真にやむを得ないと認められる客観的かつ合理的な理由が必要となります。 セキュリティや保守管理上休館を同じ日にしている事例は本市の図書館においてなく、図書館は平成24年度から休館日を月曜日又は火曜日に分散しています。 【児童センター機能】 「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(こどもの日、敬老の日及び文化の日を除く。)」、「1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日」以外を休館とする場合は、児童センターの維持管理運営等に直接影響があり、かつ合理的である場合に限られます。 【老人福祉センター機能】 本市において館内清掃のために同日休館としている事例があり、合理的と考えます。
115	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	6	第1	4					14	施設の開庁・開館時間等	表1 閉庁・閉館日に関して、「図書館の閉館日が月曜日(月曜日に祝日が当たるときはその翌日)、年末年始、特別整理期間」とありますが、他の機能と合わせ月曜日(月曜日に祝日が当たるときはその翌日)に変更していただくことは可能でしょうか。	図書館としては、要求水準書のとおり、「その翌日」とすることを望みます。しかし、複合施設内の他の施設との位置関係から警備上の問題が生じるなど、運営上の不都合が生じる場合、「その翌日」とすることを容許いたします。なお、他の市立図書館と同様に「その翌日(又は翌々日)」が祝日の場合は、開館日となります。
116	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	6	第1	4					19	施設の開庁・開館時間等	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.171についての確認です。 産業文化センターの窓口対応時間について「開館時間が窓口対応時間にあたりますが、『別紙28 施設貸出業務の対象諸室一覧等』に示す案のように、開館時間と利用時間が同じである場合には、開館時間前後の窓口対応は必要と考えます。」とご回答いただいております。 このご回答に基づき、開館時間および利用時間内においては、利用者からの問い合わせや鍵の返却対応等、常時窓口での対応が必要であると認識いたしました。 ただし、窓口や電話での利用予約受付業務に関しましては、必ずしも9:00～21:30の間、常時対応可能である必要はない、という理解で相違ないか、ご教示いただけますでしょうか。(現産業文化センターにおいても、受付時間9:00-19:00と設定されております。)	ご理解のとおりです。
117	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	7	第1	5	(2)				12	光熱水費の負担	諸室を活用した任意事業に関しては、利用者と同様に定められた料金を負担すれば、任意事業の光熱水費は別途負担する必要は無いという解釈でよろしいでしょうか？	任意事業の光熱水費を市の負担とする考えはございません。諸室を活用した任意事業について、その諸室に利用料金が設定されている場合には利用料金の負担と光熱水費の負担が必要です。
118	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	9	第1	6	(2)				5	事業終了後の長期修繕計画の策定	長期修繕計画は、竣工時から事業期間終了までのものを1回と、事業終了後30年目までのものを1回の合計2回策定すればよいという理解でよろしいでしょうか。	施設の引渡してから事業期間終了までの長期修繕計画と事業終了後の長期修繕計画を提出してください。
119	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	14	第2	2	(2)	ア			33	業務の内容	要求水準書(維持管理・運営)にPBXについての事業者が調達するものとする。と記載ございますが、設備・備品の調達は設計・施工にふくまれるとの理解でよろしいでしょうか。	初期調達が購入の場合は、サービス購入料A若しくはBで計上してください。リースの場合は、サービス購入料Dで計上してください。
120	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	14	第2	2	(2)	ア			34	業務の内容	PBXの回線数は1割程度増加に対応できるとあり、参考として各年度回線程度の増加があることから、PBXは最大55回線程度必要であり、5回線程度の増減があるとの理解でよろしいでしょうか。	既存の電話回線数は「別紙16-① 電話回線数」をご参照ください。また、回線数の増加については、1割程度増加が見込んでいれば問題ありません。
121	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	16	第2	2	(4)				15	業務の内容	樹木の感染症や病原害虫により樹木の枯れが発生した場合は、市で対応していただけるのでしょうか。本施設のみではなく地域として対応が必要となってくることから、事業者では対応できません。	被害の発生状況が市内等広域に及ぶ案件の場合は、対応について協議としますが、基本的には本施設の植栽管理業務での対応となります。日常管理において予防保全に努めていただくことや、設計段階において、感染症や病害虫に強い樹木を選定するなどの考慮を期待します。
122	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	17	第2	2	(5)	イ	d		26	流域貯留浸透施設の清掃	【別紙 36 さいたま市流域貯留浸透施設管理マニュアル(公園施設版)】に基づき、清掃等を行うとありますが、別紙36のマニュアルでは「施設設置者」及び「公共施設管理者」それぞれの義務や業務実施内容が謳われております。事業者が本マニュアルを参考に行うのは、当該マニュアルの定義にある「公共施設管理者」の役割と理解して宜しいでしょうか。 また事業者が実施した業務における個別報告書の提出先の指定(施設設置者等)があるようでしたらご教示頂けますでしょうか。	ご理解のとおりです。 報告書の提出先は、流域貯留施設を設置した敷地内の建物における、維持管理業務を所管する課になります。
123	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	19	第2	2	(7)	イ	d		6	巡回業務	c. 定位置業務にて、同業務にあたる時間中は巡回業務を兼務してはならないと記載があるが、1名の者が定位置業務で定位置(管理・警備室)に記載されている業務を行っていない場合は、定位置でカメラを用いて巡回を補完することは兼務に当たらない理解でよろしいでしょうか。	監視カメラで巡回業務の代替は可能ですが、巡回業務での緊急時対応は、定位置業務にあたる者以外の人員での対応としてください。詳細は「別紙39 警備業務における人的警備と機械警備について」をご確認ください。
124	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	19	第2	2	(7)	イ	d		20	巡回業務	巡回業務にて、監視カメラによる巡回を想定していますが、警備員にて巡回が必要なエリアがございますでしょうか。	図書館は不特定多数の方が利用する施設です。子どもだけの利用も想定される施設であること、また資料の切り取りや置引き等を防ぐ観点からも、図書館の開館時間中は警備員による巡回が必要で、その他の施設については、「別紙39 警備業務における人的警備と機械警備」についてをご参照ください。
125	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	19	第2	2	(7)	イ	e		31	機械警備	機械警備はレンタル品での整備も可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
126	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	19	第2	2	(7)	イ	e		33	機械警備	機械警備のセンサーの種類は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	提案も可能とします。
127	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	21	第2	2	(8)	ウ			24	その他の事項	自動車を処分する際の費用については貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	個別事案に応じ、費用負担を市と事業者で協議します。
128	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	21	第2	2	(9)	ア			35	修繕・更新業務	流域貯留浸透施設も修繕・更新業務の対象という理解で宜しいでしょうか。	事業者の起因による流域貯留浸透施設の破損に対する修繕や、引渡しまでに更新が必要な流域貯留浸透施設を設置した場合の施設の更新については、修繕・更新業務の対象となります。

①番号	②資料名	③該当箇所							④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	([数])	[加]	[英]	[数]				
129	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	23	第3	2	(1)				16	本施設稼働に係る準備業務	本施設稼働に係る準備業務については、利便施設運営業務も含まれますでしょうか。	利便施設運営業務(カフェ、自動販売機)も施設供用開始日からサービスを開始する必要があるため対象とします。
130	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	23	第3	2	(2)	ア			21	図書システム稼働に必要な備品調達等	館内端末等はリースによる調達を基本としますが、機器の搬入は施設引き渡し後に対応することを想定しているのでしょうか。	「別紙22 図書館システム設置に係る役割分担」とおり、端末機器等の調達は指定管理者が行います。機器の搬入は施設の引き渡し後を想定しています。
131	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	23	第3	2	(2)	イ			26	図書購入支援及び配架	現・与野図書館の資料を市が移動するとありますが、移動期間中の施設側での受付や警備は市の負担との理解でよいのでしょうか。	現・与野図書館からの資料の移転業務は市が行いますが、配架や蔵書点検については、開館準備業務として、新たに調達する図書と併せて、事業者が行ってください。なお、資料を事業者へ引き渡したところから、事業者の管理下に置かれます。輸送中の事故による破損等については輸送業務を委託した市側の責任となりますが、資料の受領後に破損したのではないかと、という紛争が生じないように、輸送業者と事業者で資料の引き渡し時に破損がないかの確認が必要と考えます。
132	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	24	第3	2	(4)				7	本市が行う開館式典等への協力	段階的に建物が引渡しとなるのが想定されますが、開館式典は1回で想定してよろしいでしょうか。また、いずれかの施設の開館タイミングに実施(例:中央区役所)など、現時点でのご想定はございますでしょうか。	現段階で、式典の有無を含め、回数の想定はございません。
133	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	26	第4	1	(4)				10	業務実施に当たっての考え方	「市民及び職員の利便性向上に資するデジタル技術の活用」に努めることとありますが、この職員とは区役所、公民館含む全職員との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	26	第4	1	(4)				14	業務実施に当たっての考え方	「積極的なデータ活用を行うこと」とありますが、複合化のメリットを活かすため、区役所、公民館に関してご提供頂けるデータはございますでしょうか。	市として公表しているデータにつきましては、埼玉県オープンデータサイトに掲載しているものや、各担当課が市のホームページなどで公開しているものがあります。また、各担当課が保有しているデータの公開については、それぞれの担当課の判断により行っていますので、現在掲載されていないデータについてご希望がある場合は、お手数ですが、該当する担当課へ直接お問い合わせください。
135	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	26	第4	1	(5)	ア			21	事務所使用等に係る許可等	「当該部分の光熱水費を個別に把握できるように、事業者は積算電力計等を設置すること」と記載がありますが、施設の設備として設置が求められているという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、設置した機器等の更新は修繕業務の範囲に含まれます。
136	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	26	第4	1	(5)	ウ			28	公民館運営業務	要求水準書(設計・建設)P.41に「(4)公民館機能コンセプト」が記載されておりますが、貴市が想定されます公民館の取り組みや、現行の運営における課題感、他機能との連携において期待されていること等、詳細をご教示いただけますでしょうか。他機能による連携策検討にあたり、確認できればと考えております。つきましては、貴市との対話の機会において、公民館所管部署のご担当者様、および現場運営担当者様にも官民対話の場にご同席いただき、直接お話を伺いさせていただければと存じます。ご検討のほどお願いいたします。	他機能との連携については、親子読み聞かせ講座、読書感想文講座等を実施しています。新施設における多機能連携については、多目的ルームにおいて何らかの取り組みができればと考えております。既存施設における公民館講座については、特定の講座に重点を置いているわけではありませんが、平日の日中に開催する講座が多くなっているのが現状です。その結果、参加者は高齢者層が中心となっています。これらの講座は、参加者の健康づくりや地域における交流の促進といった点で重要な役割を果たしており、公民館として力を入れている分野の一つです。一方で、今後は若い世代にも関心を持って参加してもらえよう、「つながり」の機会をどのように創出していかかが課題であると認識しています。
137	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	27	第4	1	(7)	ア			7	総則	市が移設する備品に不具合が出た際の費用負担は協議による。とありますが、事業者が触れてもいない備品を事業者が負担することもあるのでしょうか。	市持ち込み備品について、交換修理等を要する場合、備品の管理状況や耐用年数及び経過年数の状況など総合的な判断とし、事業者に過失がない場合は市側のリスクとします。協議としては、経過状況の確認、今後の運営に要する備品か、修理対応や新規調達方法、費用負担などを含めた協議を想定しています。
138	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	27	第4	1	(7)	イ			23	什器備品の保守管理	備品と消耗品の区別はどのように行うのでしょうか。調達金額などありましたらご教示ください。	さいたま市物品会計規則に基づき、備品は「比較的長期間継続して使用保存でき、1品の取得価格(消費税込み)が5万円以上及び会計管理者が指定するもの(共通備品(職員用机、職員用椅子、職員用更衣ロッカー)、ファイリングキャビネット、公印、美術品、及び工芸)のもの」を対象とします。
139	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	28	第4	2	(1)				7	総合案内業務	総合案内業務(受付・案内業務、コミュニティ活動支援業務)については、全施設の供用開始後に運営開始と考えてよろしいでしょうか。	総合案内業務は「資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)」第4.1.(2)ア 必須事業に記載の業務のうち一つでも運営開始となった場合は、運営開始とさせていただきます。
140	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	30	第4	2	(2)	イ			14	館長の要件	「経営能力にたけた常勤する者とし、司書資格及び図書館の管理責任者として必要な知識と経験を有すること。」とありますが、経営能力と司書資格の両方に長けた人材も少ないことから、資格要件や能力を複数名(館長・副館長など)でカバーするなどの提案は可能でしょうか。	館長は、司書資格所有が必須です。
141	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	31	第4	2	(3)	ア			21	利用料金の帰属及び設定方法	利用料金の減免や加算の基準につきまして、現施設の条例及び施行規則と同一内容で運用する想定でよろしいでしょうか。あるいは、これらの基準も事業者の提案範囲に含まれるものか、ご教示いただけますでしょうか。	施設及び附属設備の利用料金は、さいたま市産業文化センター条例及び同施行規則で定める金額の範囲内で事業者が提案し、本市の承認を受けて定める想定です。詳細については、「別紙29 施設貸出業務に係る利用料金等の考え方」を参照してください。
142	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	32	第4	2	(3)	イ			5	舞台機構及び舞台設備保守管理業務	産業文化センターの舞台吊物設備・舞台音響・舞台照明などは、サービス購入料D(維持管理業務)に記載することは可能でしょうか。現案では、サービス購入料E(運営業務)となっています。業務の内容としてはサービス購入料Dとして分担したいと考えます。(様式8-9維持管理業務費用に記載することは可能でしょうか。現在は様式8-9運営業務費用に記載となっています。)	原文のとおりとします。舞台機構及び舞台設備保守管理業務は、維持管理業務ではなく、運営業務としてサービス購入料E-2により実施をお願いします。
143	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	33	第4	2	(4)	イ			31	児童の遊び等に関するイベントや講座等の開催業務	「中高生タイム、中高生世代事業」について、具体的に想定されている事業や規模等をご教示ください。	児童センターは、中・高校生世代も利用できる施設であり、中思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性がはぐくまれるような取組を提案いただけることを期待しております。具体的には、以下に記載の既存の取組を参考とさせていただきます。[https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/007/p008421_d/fil/R8_jigyoku.pdf]
144	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	33	第4	2	(4)	イ			32	児童の遊び等に関するイベントや講座等の開催業務	「子育て家庭の交流や相談等の支援に関するもの」とございますが、具体的にどのような対応を指すかお示しいただけますでしょうか。	子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援するものを想定しております。乳幼児親子に対する相談支援は勿論、子どもや子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見につながる提案をいただけることを期待しております。具体的には、以下に記載の既存の取組を参考とさせていただきます。[https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/007/p008421_d/fil/R8_jigyoku.pdf] 相談室については、特定の用途に限られることなく、児童センターの役割に応じて柔軟に活用されることを期待しております。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果
		頁	第 [数]	[数]	[数]	[英]	[英]	項	行数			
145	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	34	第4	2	(4)	ウ				11	実施体制	<p>「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第38条の2第2号ロに規定される「都道府県知事が適当と認める者」に関連し、「埼玉県家庭アドバイザー(埼玉県知事認定)」は当該要件を満たす資格者として認められるという認識で相違ないでしょうか。また、「2名以上配置すること」とありますが、当該スタッフの雇用形態(正規職員・非正規職員)について指定はございますでしょうか。例えば、2名とも非正規職員(パート・アルバイト等)での配置、あるいは正規・非正規の組み合わせによる配置であっても、要件を充足するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。 2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 二 保育士(認定地方公共団体の区域又は事業実施区域内にある児童厚生施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域内に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者 三 社会福祉士の資格を有する者 四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学の入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの 五 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者 六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者(地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事)が適当と認めたもの イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第九十二条第二項の規定により大学の入学が認められた者 ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p>
146	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	34	第4	2	(4)	ウ				15	館長の職務及び求める知識・経験	<p>施設管理に関する知識経験があるとともに、児童福祉及び社会福祉事業経験を有するものとありますが、ここでいう施設管理の知識とは、建築物・建築設備の管理知識ではなく、施設全体を把握し、運営と維持管理のマネジメントする知識という認識でよいでしょうか。</p>
147	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	38	第4	2	(6)	イ				3	プール監視業務	<p>本事業におけるプール監視業務は、警備業法の適用対象とならないと認識しておりますが、本事業において当該記載を求めている趣旨(警備業登録の要否等を含む)について、ご教示いただけますでしょうか。</p>
148	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	40	第4	2	(8)	イ				5	カフェ運営業務	<p>カフェ事業者が撤退した場合、要求水準書の未達となるのでしょうか。</p> <p>「資料5 事業契約書(案)」第6章 第4節 第77条(P22)のとおり、事業者が運営継続に向けて最大限努力したにもかかわらず、運営の終了がやむを得ないものと発注者が認めるときには未達となりません。</p>
149	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	40	第4	2	(8)	イ				13	自動販売機運営業務	<p>設置台数、場所については事業者の提案に委ねると記載がありますが、付属資料14既存施設における自動販売機の台数を確認すると、現状アイスの自動販売機は1台しかありません。本施設は「まちのクールオアシス」としての役割が期待されるため、熱中症対策等の観点からアイス自販機等の増設を検討しておりますが、利用者の利便性向上に資する提案であれば、既存の設置台数(1台)に縛られず、柔軟な台数増が認められるという認識で相違ないでしょうか。</p>
150	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	40	第4	2	(8)	イ				17	自動販売機運営業務	<p>官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.222についての確認です。 アイス自販機等の特殊機種は、その特性上、災害対応機能の付加が困難なケースがあります。つきましては、「施設全体で一定数の災害対応型が確保されていることを前提に、利便性向上に資する一部の機種において、非対応機種の設置を含めた提案を行うことは可能でしょうか。あるいは、すべての設置台数において災害対応機能が必須要件となるのか、現時点での見解をご教示ください。</p>
151	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	40	第4	2	(8)	イ				23	カフェ及び自動販売機運営業務の変更	<p>利便施設運営業務において、行政施設エリア(区役所等)に設置する自動販売機の運営権および販売収益においても、すべて事業者に帰属するという理解で相違ないでしょうか。また、工事期間中において既存施設内に設置されている自販機の取り扱い(運営主体の切り替え時期や収益の帰属等)についても、現時点での想定をご教示ください。</p>
152	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	40	第4	2	(8)	イ				6	カフェ運営業務	<p>カフェ事業者から保証金を預かることは可能でしょうか。</p>
153	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	41	第4	2	(8)	ウ				4	行政財産の貸付	<p>店舗型(厨房・カウンター+客席)が必須でしょうか？</p> <p>カフェの仕様については、「別紙34 市民アンケート調査結果」に記載のアンケート結果を反映した要求水準を設定しており、カフェとしての空間を設けることを求めています。なお、カフェの面積180㎡に客席を設ける場合、客席部分の貸付面積を全額免除する想定ですが、カフェ専用席と分かるような設えにしてください。</p>
154	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	41	第4	2	(8)	ウ				15	行政財産の貸付	<p>記載の「貸付料は売上の100分の10」について、この算出根拠となる「売上」の定義をご教示ください。本業務における自販機運営において、事業者の実質的な収益は飲料メーカー等から支払われる「販売手数料(リベート収入)」となります。この貸付料(10%)の設定は、消費者が投入した販売総額ではなく、事業者に帰属する「販売手数料収入」に対して10分の1を乗じるという認識で相違ないでしょうか。もし販売総額(グロス売上)を対象とする場合、事業者の収益性が著しく低下し、持続的な運営や利便性向上のための投資が困難になる懸念があるため、念のため確認させていただくものです。あわせて、貸付料の納付頻度についても想定がございましたらご教示ください。</p>
155	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	41	第4	2	(8)	ウ				18	厨房設備等什器備品の取り扱い	<p>独立採算で行うことから、施設の引き渡し後に内装工事を含めカフェ運営事業者が行うという理解でよいでしょうか。</p>
156	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	42	第4	2	(9)					1	本施設全体の運営に係る業務	<p>各施設によって供用開始時期は異なりますが、本施設全体の運営に係る各業務の開始時期については事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。</p>
157	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	42	第4	2	(9)	ア				22	エリアマネジメント業務	<p>官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.235についての確認です。 本施設の供用開始以降に、提案の趣旨を逸脱しない範囲で、提案していた内容の変更(イベント回数の増減、内容の見直し等)を行うことは可能という認識でよろしいでしょうか。毎年全く同じ内容のイベントを実施するとは限らず、当然必要な費用も変わると考えられますが、貴市と協議のもとで毎年の実施内容を決定できるという理解でよろしいでしょうか。</p>
158	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	42	第4	2	(9)	ア				27	エリアマネジメント業務	<p>官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.237についての確認です。 要求水準である「年1回以上の、広場を利用したイベントの企画・実施」については、貴市から事業者が業務を受託して実施するものとの認識ですが、発注側予算(サービス対価)の算出根拠となる指標・要素(さいたま市様の想定するイベントの規模、内容、予算感等)をご教示下さい。もしくは、算出根拠がある程度明確なサービス対価(設計・建設、維持管理、運営事業費等)に対する事業者側原価と予算上限価格との差額から活動資金を捻出(確保)し、確保したなかでできる範囲の活動内容を提案するとの理解でよろしいでしょうか。</p>

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	[数]	[加]	[英]	[数]	項				行数
159	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	42	第4	2	(9)	ア				27	エリアマネジメント業務	貴市の求める「サードプレイス」「地域の賑わい創出」の実現にあたっては、年1回のイベント開催に留まらず、定期的に、継続的な活動を行っていくことが望ましいと考えますが、要求水準である「年1回以上の広場を使ったイベントの実施」を超えた活動内容を提案した場合、その提案は内容や実施スキーム、実施予算等を踏まえて、加要素として評価対象との認識でよろしいでしょうか。	エリアマネジメントの提案については、落札者決定基準において評価を行う予定です。
160	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	44	第4	2	(10)	ア				23	任意事業実施に際する施設の使用及び利用料金又は使用料	行政財産使用料について、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条別表2の「建物の一部を使用させる場合」に記載の「当該建物の全部を使用させる場合の使用料に相当する額に当該建物の延面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額」との記載がありますが、本件に関する当該建物の延面積とはどこまでを指すのかご教示ください。	公有財産台帳に登録する建物の延床面積になります。床面積の算定方法は、登記してある建物については、登記簿の床面積によります。登記していない建物については、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によります。
161	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	44	第4	2	(10)	イ				31	任意事業実施に際する施設の使用及び利用料金又は使用料	要求水準書(維持管理・運営)P.45、プール機能の任意事業に関して「既存施設における取組の継続開催を期待する。」との記載がございます。一方で、同項bの産業文化センター機能の任意事業には、同様の記載が見受けられません。このことから、プール機能においては既存の取り組みの継続が期待されているのに対し、産業文化センター機能においては、既存施設の任意事業と同等の内容継続にこだわらない、より柔軟な提案を期待されている、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)	45	第4	2	(10)	イ				9	プール機能	プール機能任意事業より、「自動販売機」の記載が削除された意図について、ご教示ください。	本事業の利便施設運営業務に自動販売機運営業務が含まれているため。
163	別紙5 遵守すべき法令等	4									官庁官庁関係基準等	遵守すべき官庁官庁関係基準等における「建築構造設計基準、同資料」の「5.2.1 大地震時の変形制限」の適用は、ただし書き以降の内容(過度に耐力が増大することのないように留意し、建築費構造部材及び建築設備についても、その変形により障害が生じないよう留意すること)としてもよろしいでしょうか。	制限値を超える場合は、建築非構造部材及び建築設備についても、その変形により障害が生じないことが証明できれば可とします。
164	別紙7-① 敷地内公共下水道・防火水槽・震災対策用応急給水施設設置図	1									敷地内既存施設の雨水排水計画について	敷地内既存施設の雨水排水計画において、西A街区を敷地横断している公共雨水管に接続しているかどうかをご教示ください	接続していますが、現在の使用状況は確認できません。
165	別紙8 機能連携イメージ図	1									機能連携イメージ図	実施方針公表時の別紙では図書館機能と児童センターの機能連携として、図書連携と学び連携が記載されておりましたが、今回入札公告時の別紙資料では、健康機能と設備連携に変更となっております。誤記という理解でよろしいでしょうか。	誤記になります。正しくは、「図書連携」「学び連携」です。「別紙8 機能連携イメージ図」を修正します。
166	別紙9 諸室諸元表	1									共用の可否	「共用の可否」について、表では「共有の可否」となっておりますが、どちらの意味が正しいでしょうか。また、共用の可否については、諸室面積を統合できることを意味するのか、それとも複数の所管で利用できることを指すのかご教示ください。	「共用の可否」が正しいです。共用の可否の意図は、後述のとおり、複数の所管で利用できることを指します。「別紙9 諸室諸元表」を修正します。
167	別紙9 諸室諸元表	1									各室温湿度条件について	各室諸元表を含めた他資料においても、各室の温湿度条件の記載がないものと考えますが、各社にて温湿度条件を提案するものと考えてよろしいでしょうか。	【公民館機能】、【産業文化センター機能】、【老人福祉センター機能】 ご理解のとおりです。 【区役所機能】 電気室、電話交換機室、サーバー室については冷房機能を有する必要があります。 それ以外はご理解のとおりです。 【図書館機能】 「資料1-3 要求水準書(運営・維持管理)」に記載のとおり、「施設環境を良好に保ち、施設利用者が快適に施設を利用できる」ような提案をお願いします。 【児童センター機能】 維持管理業務に関する要求水準に記載のとおり、「施設環境を良好に保ち、施設利用者が快適に施設を利用できる」ように、事業者において各機能の目的を達成するにあたり必要な条件について、提案いただきますようお願いいたします。 【プール機能】 温湿度条件はありませんが、使用に適した状態を維持してください。※「別紙33 さいたま市プール維持管理要綱」
168	別紙9 諸室諸元表	1									機械設備	各室諸元表(機械設備)1)に「換気設備の「強」は臭気・湿度対策として特に換気量に配慮が必要な室を示す。」と記載がありますが、表上において「強」の該当がある室が見当たりません。代わりに「個」と記載のある室(多目的室)がありますがこちらは「強」の誤記だと考えてよろしいでしょうか。	「個」は誤記です。「別紙9 諸室諸元表」を修正します。多目的室について、区役所としては換気基準を満たしていれば特別な対応は不要です。
169	別紙9 諸室諸元表	1									機械設備	各室諸元表(機械設備)1)に「強」は強換気(換気量)と通常換気切り替えが可能とすること」と記載がありますが、それぞれの換気量については各社の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	【区役所機能】、【図書館機能】、【公民館機能】、【産業文化センター機能】、【老人福祉センター機能】 ご理解のとおりです。 【児童センター機能】 維持管理業務に関する要求水準に記載のとおり、「施設環境を良好に保ち、施設利用者が快適に施設を利用できるように、事業者において各機能の目的を達成するにあたり必要な条件について、提案いただきますようお願いいたします。 【プール機能】 空気中の二酸化炭素の含有率が0.1%を超えないでください。※「別紙33 さいたま市プール維持管理要綱」
170	別紙9 諸室諸元表	8									図書館機能	「上下階含む隣接して配置する諸室からの音等(45dB程度以下を保てるよう)に配慮すること。」という記載は周囲の設備音や環境音(当該室での話し声は除く)を示すものであるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。図書館内の利用者が静粛を保った場合の水準です。
171	別紙9 諸室諸元表	9									執務関連諸室	事務スペース、打合せスペース、資料整理スペース、印刷スペース、書庫の合計で175㎡との記載がございますが、それぞれの諸室をまとめて175㎡で設けるか、あるいは諸室を分散させるかは事業者の提案によると考えてよろしいでしょうか。	運用上問題なければ、ご理解のとおりです。
172	別紙9 諸室諸元表	9									多目的ホール	公民館機能多目的ホールについて、4.5m×9mのステージとステージ左右の収納室を含めて150㎡と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	別紙9 諸室諸元表	10									ホール関連諸室	映写室、調光室、音響室、投光室については、「機能上問題なければ舞台設備調整室としてまとめることができる」とありますが、その場合の面積については各諸室の合計面積ではなく、合理化に伴い縮小してもよいと考えてよろしいでしょうか。	面積の縮小は不可です。
174	別紙9 諸室諸元表	13									プール機能	サウナ、シャワー室、更衣室、トイレ、職員用更衣室、監視員用更衣室について、特記事項にそれぞれ「男女別に設けること」とありますが、諸元表に示された各面積(例:サウナ16㎡、シャワー室30㎡等)は、「男女合計の面積」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	別紙9 諸室諸元表	13									バリアフリー更衣室	バリアフリー更衣室(6㎡)について、特記事項に「2室以上設けること」との記載がありますが、この「6㎡」という数値は「1室あたりの面積」、あるいは「2室合計の面積(例:3㎡×2室)」のどちらを指しているのでしょうか。	「6㎡」という数値は「2室合計の面積(例:3㎡×2室)」です。車椅子利用者が回転できるように、直径150cm以上の円が内接できるスペースを設けてください。
176	別紙9 諸室諸元表	14									プール関連機械室	プール棟において、機械室の要求面積の記載がありますが、計画により面積制限を除外してもよろしいでしょうか。	面積制限の除外は不可です。

①番号	②資料名	③該当箇所							④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	[数]	[英]	[英]	項				行数
195	資料2 落札者決定基準	22	第3	3	(6)			1	13	地域経済への配慮	評価項目1に「その他、市内企業技術者の育成(研修、現場見学等)、事業者の創意工夫など、特筆すべき点があるか」とありますが、評価項目2の「地域経済の活性化」として求められている内容との違いをご教示ください。	評価項目「地域経済への配慮」は業務の履行に係る地元企業等への発注、技術育成を期待するものです。評価項目「地域経済の活性化」は、事業者及び事業者から業務を請けるもののみならず、地産材、地域社会・文化発展、地域連携など、事業実施を通じた地域全体への波及効果を期待するものです。
196	資料2 落札者決定基準	22	第3	3	(6)			2	16	地域経済の活性化	さいたま市内人材の直接雇用については、落札者決定基準においてどのように評価されるのか、貴市の見解をご教示ください。	評価方法については開示しません。
197	資料2 落札者決定基準	22	第3	3	(6)			2	16	地域経済の活性化	「地元の雇用促進等について、具体的かつ実効性のある提案がされているか。」の審査項目を、「1地域経済への配慮」から「2地域経済への活性化」に移行させた背景をご教示ください。	評価項目「地域経済の活性化」は、事業者及び事業者から業務を請けるもののみならず、地産材、地域社会・文化発展、地域連携など、事業実施を通じた地域全体への波及効果を期待しており、地元の雇用促進について直接雇用以外の効果も期待します。
198	資料2 落札者決定基準	22	第3	3	(6)			2	16	地域経済の活性化	「地元の雇用促進等について、具体的かつ実効性のある提案がされているか」とありますが、地元とは「さいたま市」を指していますでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	資料2 落札者決定基準	22	第3	3	(6)			2	16	地域経済の活性化	ここで指す地元の雇用促進等とは、構成企業/協力企業が直接雇用する人員の地元人材の雇用に関して、という理解で相違ないか確認させてください。	具体的かつ、実現可能な提案であれば、間接的な雇用(派遣、下請け等も含めた雇用)も含む想定です。
200	資料2 落札者決定基準	22	第3	3	(6)			3	30	任意事業	「事業期間に渡り、継続した内容の提案がされているか」とありますが、「一過性のイベントや事業ではなく、事業期間内において一定程度継続した取組かどうかを評価する」という認識でよろしいでしょうか。	事業期間を通し、イベントや事業を1回のみ実施するといった単発的な事業ではなく、複数回の実施又は継続した取組を期待するものです。
201	資料2 落札者決定基準	22	第3	3	(6)			3	32	任意事業	貴市が想定されます「市民の声」「市民ニーズ」として具体的な内容がございましたらご教示ください。	ご質問の評価の視点については、事業期間中に集めた「市民の声」を任意事業に反映して、「市民ニーズ」に合った事業として行えるような計画となっているかを評価するものになります。
202	資料2 落札者決定基準	23	第4						1	落札者の決定	実施方針対話並びに本対話にて「落札者決定基準」様式集について市の意図を確認させていただきましたが、その内容は審査委員にも共有されると考えてよろしいでしょうか。	本質問回答及び官民対話の結果については、入札書類の一部を構成しており、審査委員会においても共有されています。ただし、加算評価の実施は本市ではなく、審査委員が行います。
203	資料3 様式集	2	第1	2	(2)				1	提案書における留意事項	提案内容を複数箇所に記載する場合、ページ制限との関係で記載量が増加することが想定されますが、その場合でも各評価項目ごとに必要な内容を個別に記載することが望ましいか、それとも簡略記載+参照形式が許容されるかご教示ください。また、同一内容を各項目ごとに記載しない場合(他箇所参照とした場合)、評価に影響が生じるか、評価の考え方をご教示ください。	いずれの方法も結構ですが、加算評価は、「資料2 落札者決定基準」第3 3 加算審査における評価項目及び評価の視点(P5)に基づき、様式ごとに評価を行う想定です。
204	資料3 様式集	5	第2	6	(2)				14	入札書類(正本1部)	「様式7-2及び様式7-3を封入した封筒の表紙には…」とありますが、7-2入札価格内訳書と7-3委任状を1枚の封筒に同封するというご認識でしょうか。様式7-1と分けて、また割印をしないということなので、その扱いに懸念があります。	原文のとおりとします。
205	資料3 様式集	9	第2	6	(6)				3	施設整備に関する提案書類(正本1部・副本15部・電子データ)	分冊(A4判縦長左綴じ)とありますがA3ではないでしょうか。	原文のとおりです。
206	資料3 様式集	9	第2	6	(5)				16	図面等(正本1部・副本15部・電子データ)	「室ごとに室名、室の使い方…」とありますが、室の使い方とは別紙9諸室諸元表に記載されている「用途」を記載すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	資料3 様式集	9	第2	6	(5)				24	図面等(正本1部・副本15部・電子データ)	「舞台機構・舞台音響・舞台照明・舞台映像の計画概要及び計画図について示すこと。」とありますが、これは産業文化センターを対象とし、老人福祉施設は対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	資料3 様式集	10	第2	6	(7)				21	維持管理に関する提案書類(正本1部・副本15部・電子データ)	各様式1枚以上 合計10枚以内とありますが、1.5枚+1.5枚のようにA4用紙1枚の中に異なる様式がある状態も可能でしょうか。	各様式の枚数について、小数点以下の考えはございません。
209	資料3 様式集	21	第3						3	(様式2-1)官民対話参加申込書	官民対話はWEBの併用は可能でしょうか。	WEB参加の併用は不可と想定します。詳細については、後日公表します。
210	資料3 様式集	21	第3						17	(様式2-1)官民対話参加申込書	官民対話の参加者リストは15名までとなっていますが、業務が多岐に渡るため、それ以上の人数の参加も認めて頂けないでしょうか。	参加人数の上限はありませんが、会場の都合により開催場所に同時に入室できる人数に制限があるため、申込後本市から調整します。
211	資料3 様式集	30	第3						7	(様式4-3)一次審査(入札参加資格審査)に係る申請時提出書類一覧	令和7年度分納税証明書:法人税※原本(納税証明書その3の3) 令和7年度分納税証明書:消費税及び地方消費税※原本(納税証明書その3の3) 令和7年度分納税証明書:法人事業税※原本 令和7年度分納税証明書:法人住民税※原本 令和7年度分納税証明書:さいたま市税・納税証明等申請書兼証明書※原本 の書類について、決算時期の関係で入札参加資格申請時に令和7年度分の提出が間に合いません。代わりに、令和6年度分の提出としていただけますよう、お願いいたします。	ご理解のとおりです。
212	資料3 様式集	30	第3						7	(様式4-3)一次審査(入札参加資格審査)に係る申請時提出書類一覧	入札取消となった令和7年2月7日付けの入札説明書等に対する質疑回答No.310,311についての確認です。「(納税義務がない場合は、滞納処分を受けたことのない証明)」に関する所定の形式は、「税証明交付請求書」でよろしいでしょうか。また、その際に選択する証明書の種類は「5.その他の納税証明書」でよろしいでしょうか。	「税証明交付請求書」の証明書の種類の欄の「5.その他の納税証明書」に○をつけ、括弧に「過去に滞納処分がない証明書」と記載し、申請してください。詳細は、市ホームページ(https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/004/p007800.html)を確認の上、北部市税事務所 納税課 法人納税係(TEL:048-646-3043)までお問い合わせください。
213	資料3 様式集	30	第3						7	(様式4-3)一次審査(入札参加資格審査)に係る申請時提出書類一覧	A企業単体の貸借対照表及び損益計算書 I企業単体の減価償却明細書(税務申告書の別表16-1等)の書類について、決算時期の関係で入札参加資格申請時に令和7年度分の提出が間に合いません。「(直近3期分)」との記載がありますが、令和4年度～令和6年度分の提出としていただけますよう、お願いいたします。	ご理解のとおりです。
214	資料3 様式集	30	第3						10	(様式4-3)一次審査(入札参加資格審査)に係る申請時提出書類一覧	令和7年度分納税証明書(法人事業税・法人住民税・さいたま市税)に関し、弊社では確定申告書の提出を6月下旬に予定しています。よって、6/5の参加表明〆切日には各納税証明書に令和7年度分の納税額が反映されていません。令和6年度分の納税証明書の提出で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	資料3 様式集	30	第3						15	(様式4-3)一次審査(入札参加資格審査)に係る申請時提出書類一覧	直近3期分の貸借対照表及び損益計算書、減価償却明細書に関し、弊社では令和7年度確定申告書の提出を6月下旬に予定しています。直近3期分とは、令和6・5・4年度分の当該資料の提出で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	資料3 様式集	30	第3							(様式4-3)一次審査(入札参加資格審査)に係る申請時提出書類一覧	官民対話回答(令和7年11月)No.349について、再度確認です。当社と当社の子会社では、連結決算は行っておりません。この場合、「子会社の貸借対照表及び損益計算書」は連結決算ではないため提出不要という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。連結決算を行っていない企業は、ない旨の表記(任意様式)をお願いいたします。
217	資料3 様式集	32	第3							(様式4-4)競争入札参加申込兼資格確認申請書	令和7年度分納税証明書:さいたま市税・納税証明等申請書兼証明書について、「(納税義務がない場合は、滞納処分を受けたことのない証明)」との記載がありますが、所定の書式等はありますでしょうか。	さいたま市内に事業所を有する場合には、さいたま市法人市民税納税証明書を提出してください。市内に事業所がない場合には、「過去に滞納処分がない証明書」を提出してください。南北市税事務所にて発行が可能です。
218	資料3 様式集	32	第3							(様式4-4)競争入札参加申込兼資格確認申請書	様式4-4の2ページ目※3番目の言葉の意味の確認です。「一つの業務を複数の企業で分担」の業務とは要求水準書(総則)P.6 工 維持管理業務、才 開館準備業務、力 運営業務を指すとの認識でよろしいでしょうか。また、「各企業の担当する業務内容」の業務内容とは要求水準書(総則)P.6 の4行目～12行目、14行目～17行目、ならびに19行目～27行目に記載の業務を意味するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	資料3 様式集	36	第3					(e)		(様式4-7)設計業務を行う者の参加資格要件について	基本設計・実施設計実績の内容(1件目)の表の4番目に「発注形態」を記載する欄がありますが、基本設計・実施設計実績の内容(2件目)の表には「発注形態」の欄がございません。欄を追加して記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	[数]	[加]	[英]	[数]	項				行数
220	資料3_様式集	36	第3							(c)	(様式4-7)設計業務を行う者の参加資格要件について	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.350についての確認です。 ※印5番目の欄に資格を有する技術者との記載がありますが、(c)及び(f)-(i)に記載の技術者に設計実績は求めていないとの考えでよろしいでしょうか。 また、(様式4-9)の工事監理技術者に関しても同様との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	資料3_様式集	36	第3							(e)	(様式4-7)設計業務を行う者の参加資格要件について	(e)の実績の内容のうち、実績の種類について「いずれかを記載」とありますが、複数の種類で構成された複合施設、例えば2000㎡以上の図書館と300席のホールを含む10000㎡以上の公共施設の場合、はそれらの実績の種類を併記すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
222	資料3_様式集	36	第3							(c)	(様式4-7)設計業務を行う者の参加資格要件について	(c)に記載する常勤自社員で3か月以上の直接的な雇用関係を有する者は当整備計画の設計者であるとの認識でよろしいでしょうか。	当整備計画の設計者を想定しています。
223	資料3_様式集	36	第3							(c)	(様式4-7)設計業務を行う者の参加資格要件について	設計業務を行う者が複数いる場合にて(f)～(i)の技術者を全て配置予定の設計企業の場合についての確認です。 (c)に記載する常勤自社員で3か月以上の直接的な雇用関係を有する者は(f)照査技術者、(f)管理技術者、(g)意匠担当主任技術者のいずれかの技術者名を記載するとの認識でよろしいでしょうか。	当整備計画の設計者を想定しています。なお、いずれかの技術者名でも可とします。
224	資料3_様式集	36	第3							(c)	(様式4-7)設計業務を行う者の参加資格要件について	事前調査業務のみを行う者は(c)及び(f)～(i)欄は記載不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	資料3_様式集	36	第3							(c)	(様式4-7)設計業務を行う者の参加資格要件について	設計業務を行う者が複数いる場合、どの企業も(c)に該当する技術者の氏名欄に記載。複数の企業のうち1社が(e)欄の実績、(f)～(i)欄に該当する技術者を記載すれば、その他は企業は(e)～(i)欄の要件を満たす場合のみ記載との認識でよろしいでしょうか。 また、(様式4-9)の工事監理技術者に関しても同様との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	資料3_様式集	36	第3								(様式4-7)設計業務を行う者の参加資格要件について	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.344についての確認です。 設計業務を行う者の設計実績の根拠書類(契約書及び仕様書、図面等)は、契約書の鑑など証明事項を記載している部分のみを抜粋して添付すればよろしいでしょうか。 また、(様式4-8)から(様式4-11)までの根拠書類についても同様の認識でよろしいでしょうか。 対話の場では上記対応可との回答を頂いたと認識しております。	契約書の鑑において、資格要件に関する内容が確認できるのであれば、ご理解のとおりです。契約書以外の実績証明根拠書類は、CORINSにて実績が確認できる場合は提出不要とします。ただし、登録内容で施設面積等の実績が明確でない場合は、確認できる補足資料を添付してください。
227	資料3_様式集	37	第3							(e)	(様式4-7)設計業務を行う者の参加資格要件について	様式4-7に記載の「施設の諸室概要」とは具体的にどのような内容にて記載すればよろしいでしょうか。	実績として記載する施設のうち、本事業の資格要件に該当する内容を記載してください。 例:延べ面積5,000㎡庁舎の実績 他市複合庁舎延べ面積10,000㎡(庁舎7,000㎡、体育館3,000㎡)の場合、「庁舎:7000㎡」と記載してください。
228	資料3_様式集	38	第3								(様式4-7)設計業務を行う者の参加資格要件について	「設計実績の根拠書類(契約書及び仕様書又は図面等の規模がわかる書類等)」について、PUBDISにて設計実績証明ができる場合は、契約書、仕様書、図面等の写しの提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	契約書の添付は必須となります。契約書以外の実績証明根拠書類は、CORINSにて実績が確認できる場合は提出不要とします。ただし、登録内容で施設面積等の実績が明確でない場合は、確認できる補足資料を添付してください。
229	資料3_様式集	39	第3								(様式4-8)建設・解体業務を行う者の参加資格要件について	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.33についての確認です。 ※印5番目の欄に資格・実績を有する技術者との記載がありますが、(c)に記載の技術者には施工実績要件は不要との認識でよろしいでしょうか。 対話の場では上記対応可との回答を頂いたと認識しております。	ご理解のとおりです。
230	資料3_様式集	39	第3								(様式4-8)建設・解体業務を行う者の参加資格要件について	(c)に記載する施工実績を実績の種類ごとに2件ずつ記載し提出した場合に、そのうちの1件は資格要件を満たしていれば、残りの1件が資格要件を満たしていても欠格にはならないとの認識でよろしいでしょうか。 また、設計業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務についても同様との認識でよろしいでしょうか。	(c)ではなく、(e)欄の内容であれば、ご理解のとおりです。
231	資料3_様式集	39	第3								(様式4-8)建設・解体業務を行う者の参加資格要件について	甲型JVにて建設・解体業務の実施を想定している場合、甲型JVでのサブの企業は参加申請書類提出時点では(c)の主任技術者の選任は不要との認識でよろしいでしょうか。	(c)にJV構成員のいずれかが主任技術者を配置し得る場合は、ご理解のとおりです。
232	資料3_様式集	39	第3							(c)	(様式4-8)建設・解体業務を行う者の参加資格要件について	(c)に記載する技術者は今回整備計画の建設・解体業務に専任で従事する監理技術者との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
233	資料3_様式集	40	第3								(様式4-8)建設・解体業務を行う者の参加資格要件について	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.321、330についての確認です。 該当実績工事の発注者との間で契約金額が守秘義務対象になっている場合は金額部分を伏せて提出してもよろしいでしょうか。 併せて、設計、工事監理、維持管理、運営の各業務においても同様との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	資料3_様式集	41	第3							(c)	(様式4-9)監理業務を行う者の参加資格要件について	(c)に記載する常勤自社員で3か月以上の直接的な雇用関係を有する者は当整備計画の監理業務を行う者であるとの認識でよろしいでしょうか。	当整備計画の工事監理者を想定しています。
235	資料3_様式集	41	第3							(c)	(様式4-9)監理業務を行う者の参加資格要件について	常勤自社員で3か月以上の直接的な雇用関係があることの証明書類については、法改正により健康保険証が使用できないため、雇用保険被保険者証の写し、または自社の代表者名・押印による証明書の提出でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
236	資料3_様式集	42	第3							(c)	(様式4-9)監理業務を行う者の参加資格要件について	工事監理業務を行う者が複数いる場合にて(f)～(i)の技術者を全て配置予定の設計企業の場合についての確認です。 (c)に記載する常勤自社員で3か月以上の直接的な雇用関係を有する者は(f)管理技術者、(g)意匠担当主任技術者のいずれかを氏名を記載するとの認識でよろしいでしょうか。	当整備計画の工事監理者を想定しています。なお、いずれかの技術者名でも可とします。
237	資料3_様式集	42	第3							(f)	(様式4-9)監理業務を行う者の参加資格要件について	(f)管理技術者、(g)意匠担当主任技術者は兼務可能でしょうか。	工事監理業務における、管理技術者、各主任技術者を兼任は不可です。
238	資料3_様式集	43	第3								(様式4-10)維持管理業務を行う者の参加資格要件について	令和6年4月公表の「実施方針等に対する質問への回答」について確認です。 維持管理実績について、「施設の全ての維持管理業務を1年以上実施した実績を有していること」とありますが、共同企業体として受託し、一部業務(例:清掃業務等)のみを他の企業が担当している場合も実績としては認められず、『総合管理業務』を『単独』で『元請』として受託した実績が求められているとのことですが、総合管理業務とは建築物及び建築設備管理業務・警備業務・清掃業務を受託していればよろしいでしょうか。	「入札説明書」第2.1(3)「工 維持管理にあたる者(P13)『業務にあたる者が複数である場合は、cについては、各要件を満たすものが少なくとも1者以上であること。なお、cについては、各要件に示す業務内容に一定以上の関与をしたことを本市が確認できる場合に限り、共同企業体の構成員としての実績も認める。』のとおり、共同企業体としての実績も認めることとしております。
239	資料3_様式集	43	第3								(様式4-10)維持管理業務を行う者の参加資格要件について	維持管理業務を行う者が複数いる場合、担当する業務名に記載するのは要求水準書(総則)P.6「工 維持管理業務のうち4行目～12行目に記載の業務のうち、実際に担当する業務名をそれぞれ企業毎に記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	資料3_様式集	45	第3								(様式4-11)運営業務を行う者の参加資格要件について	維持管理企業が運営業務の一部業務(例:産業文化センター機能運営業務内の舞台機構及び舞台設備保守管理業務)を実施する場合において、維持管理企業が様式4-11の作成・提出は必要でしょうか。	当該維持管理企業が、運営業務の一部業務について、運営企業から受託する場合は、「資料5 事業契約書(案)」第6章 第1節 第5.2条(P16)に該当するため、「資料3_様式集」様式4-11の作成は不要です。 当該維持管理企業が、運営業務の一部業務についても、SPCから業務を受託する場合は、各施設の運営業務を行う者が複数いる場合に該当するため、様式4-11を作成して提出してください。 実績については、どちらかの企業が(c)以下を記載し、証明できる場合は、もう一方の企業は(b)までを記載することも可です。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果
		頁	第	[数]	[英]	[加]	[英]	[数]	項			
241	資料3 様式集	45	第3							(様式4-11)運営業務を行う者の参加資格要件について	利便施設の内装を整備する者と利便施設を運営する者が別の場合、参加登録の手續きをご教示ください。	利便施設を運営する者は入札参加者に含まなくてもよいこととされています。利便施設の内装を整備する者も同様とお考えください。 入札参加者に含める場合(構成企業や協力企業とする場合は、様式集に記載の一次審査に関する提出書類を他業務にあたる者と同様にご提出ください。
242	資料3 様式集	45	第3							(様式4-11)運営業務を行う者の参加資格要件について	開業時期が先になることに鑑み、任意事業を担う企業を現時点において確約させることは困難であるため、事業契約締結後に当該企業を追加することを可能としていただけないでしょうか。	不可とします。 官民対話の結果(令和7年11月)No.28も参照ください。
243	資料3 様式集	45	第3							(様式4-11)運営業務を行う者の参加資格要件について	利便施設運営業務にあたる者が協力企業として入札参加者する場合には令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)に登録されている競争入札参加資格審査結果通知書の写しを様式4-11に添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	資料3 様式集	45	第3							(様式4-11)運営業務を行う者の参加資格要件について	任意事業を行う者は対話の場では入札参加者に含まなくてよいとのことでしたが、「官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.28」の回答内容から判断すると運営業務を行う者(構成員、協力企業)が任意事業を行う場合であっても担当業務名欄に任意事業と記載不要との認識でよろしいでしょうか。	前段について、任意事業を行うことが出来るのは事業者(構成企業又は協力企業)です。また、「資料3 様式集」様式4-11の「担当する業務名」の欄に、任意事業の記載は不要です。
245	資料3 様式集	45	第3							(様式4-11)運営業務を行う者の参加資格要件について	運営業務を行う者が複数いる場合、担当する業務名に記載するのは要求水準書(総則)P.6 才開館準備業務、力運営業務のうち14行目～17行目、ならびに19行目～27行目に記載の業務うち、実際に担当する業務名をそれぞれ企業毎に記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	資料3 様式集	45	第3							(様式4-11)運営業務を行う者の参加資格要件について	利便施設運営業務にあたる者が協力企業として入札参加者する場合、記載事項は企業名、参加区分(協力企業)、担当業務名、(b)業者番号のみでよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	資料3 様式集	45	第3							(様式4-11)運営業務を行う者の参加資格要件について	自社が経営する施設の運営業務の実績証明方法をご教示願います。	自社が経営する施設の運営業務の実績証明について、下記を確認できる書類を提出してください。 ・当該施設所在地 ・当該施設が参加要件に相当する施設であること ・当該施設を事業者が1年以上運営していること なお、様式4-4の添付書類である登記簿謄本や会社概要で確認できない内容については、関連書類の提出を求めます。
248	資料3 様式集	57	第3							(様式6-5)基礎審査リスト	基礎審査リストについて、『確認事項』に記載されている内容は必ず関連様式を示し、関連様式内で記載する必要がありますでしょうか。『確認事項』に記載の内容が要求水準の内容であるものが多く、関連様式の提案書に記載したとしても加算には繋がらないと考えるため確認です。『提案書』に記載はしないが履行可能等の文言の入力により代替可能かも合わせて確認させてください。	提案書に記載がある場合は、リストへの記載を必須とします。ただし、提案書に記載しない場合には「実現可能」と記載してください。
249	資料3 様式集	57	第3							(様式6-5)基礎審査リスト	紙面に限りがあるため、リストの全項目を記載するのは困難と見做します。それが実現可能な場合は当該様式の欄に「実現可能」と記載することでお認めいただけないでしょうか。	提案書に記載がある場合は、リストへの記載を必須とします。ただし、提案書に記載しない場合には「実現可能」と記載してください。
250	資料3 様式集	58	第3						46	(様式6-5)基礎審査リスト	庁舎機能の確認項目に「保健センターの近傍に多機能トイレを含む共用トイレを配置する計画となっている。保健センターの近接に授乳室を配置する計画となっている」との記載がございます。近傍とは、別紙9諸室諸元表特記事項の「近接:原則同一階、配置上やむを得ない場合は隣接階も可とする」と同義と捉えてよろしいでしょうか。	近傍は、近接ではなく、近辺・付近を指します。
251	資料3 様式集	58	第3						81	(様式6-5)基礎審査リスト	産業文化センター機能の確認項目に「その他の団体事務所について、執務室はオープンスペースとし、オープンカウンターを設ける計画となっている」との記載があります。別紙9諸室諸元表にはそのような記載はございませんが、どちらが正しいでしょうか。	その他団体の執務室はオープンスペースとし、オープンカウンターを設ける計画が、要求水準です。
252	資料3 様式集	60	第3							(様式7-1)入札書	本様式にある「代理人」とは、代表企業の社員は該当せず、他の企業に属する者との理解でよろしいでしょうか。	代表者以外の立会については、「資料3 様式集」様式7-3が必要とします。
253	資料3 様式集	67	第3						23	(様式8-5)投資計画及び資金調達計画	官民対話の結果(令和7年11月)No.7において、「開館式典の内容や規模、実施の有無等については、事業者の提案による供用開始のタイミングや施設数に影響すると考えており、現段階での想定はありません」との記載がございます。開館準備業務費(②)「本市が行う開館式典等への協力費用」については、施設全体の供用時の1回と考えてよろしいでしょうか。	現段階で、式典の有無を含め、回数の想定はございません。
254	資料3 様式集	67	第3						23	(様式8-5)投資計画及び資金調達計画	官民対話の結果(令和7年11月)No.7において、「開館式典の協力の範囲については、工事施工中における開館式典実施の際のスペースの一時的な開放や式典当日の休工の協力などを想定しています」との記載があります。開館式典の協力は建設企業が行う協力と想定されるため、開館準備業務費(②)「本市が行う開館式典等への協力費用」は不要ではないでしょうか。	官民対話の結果(令和7年11月)No.7を参照ください。 現段階では、事業者の費用負担は発生しない想定であるため、0円で計上してください。
255	資料3 様式集	69	第3						43	(様式8-6)長期収支計画表(サービス購入料支払対象事業・独立採算事業)	入札時において様式8-23、8-24の提出不要に伴い、「独立採算事業収入及び独立採算事業に係る費用」の記入は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業開始後、「資料3 様式集」様式8-23・8-24の提出の際に、様式8-6の改訂版をご提示ください。
256	資料3 様式集	69	第3			(1)				(様式8-6)長期収支計画表(サービス購入料支払対象事業・独立採算事業)	売上高の欄で維持管理業務の対価(サービス購入料D)及び運営業務の対価(サービス購入料E)は一部施設での業務開始・全施設業務開始の期間は業務範囲に合わせて計上し、全施設業務開始以降は毎年度を平滑して計上する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
257	資料3 様式集	72	第3							(参照)一覧表	「機能別・期別のシートにおいて、各機能間・各期間で重複する費用については、事業者の判断により適宜按分又はいずれかの機能・期に一括計上を行うこと」との記載がございます。基本設計費はサービス購入料B-1に該当するものと理解しております。この場合、基本設計費について按分計上した場合はそれぞれの機能の引渡しを起点として設計費の割賦支払いが開始され、一括計上した場合は当該機能の引渡しを起点として割賦支払いが開始されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、支払は出来高に応じてになりますので、一括計上する場合は、該当する機能の全ての引渡し完了した時点からの支払いとなります。
258	資料3 様式集	72	第3							(参照)一覧表	【設計業務、工事監理業務及び建設・解体業務(以下、「設計・建設業務」という。)費用、開館準備業務費用、維持管理業務費用、運営業務費用については、以下の一覧表に沿って、小項目ごとに作成すること。】機能別・期別のシートにおいて各機能間・各期間で重複する費用については、事業者の判断により適宜按分またはいずれかの機能・期に一括計上を行うこと。】とありますが、例えば、区役所機能、図書館機能、公民館機能が一棟に含まれる場合には、3機能については様式8-7-2にまとめて一括計上して記載し、様式8-7-3および様式8-7-4については費用を空欄とすることでよろしいでしょうか。また、上記の場合には、様式8-7-2の小項目名に「区役所機能、図書館機能、公民館機能」と記載の上、様式8-7-3には「図書館機能」については様式8-7-2に含む、様式8-7-4には「公民館機能は様式8-7-2に含む」と小項目名に記載すると考えてよろしいでしょうか。上記踏まえ、機能別・期別のシートの各項目の合計は、合計シートの各項目と一致するように記載いたします。	「資料3 様式集」設計・建設費用(様式8-7-※I~IV)については一括計上せず、機能ごとで按分して作成してください。その他費用(様式8-7-※V)については、各小項目によって、以下に示す範囲での一括計上による記載が可能です。各種申請・届出・その他手続等に要する費用:期ごとSPCの開業に伴う費用:全費用一括引渡日までのSPCの運営費:全費用一括融資関連手数料:期ごと建中金利:期ごと設計・建設段階の保険料:期ごと設計・建設段階の諸経費:期ごと なお、一括計上した場合の様式8-7-※の書き方については、ご理解のとおりです。 また、上記の内全費用一括に該当する小項目において、費用を一つの機能に一括計上する場合、支払は全施設の引渡し確認後になりますので、当該費用は引渡しの最終期に該当する施設に一括計上することとさせていただきます。
259	資料3 様式集	73	第3							(様式8-9)維持管理業務費用	様式8-9は機能別の作成が求められていますが、業務費①~④及びその他費用を施設機能別に分ける場合、事業者の提案によるのか、それとも按分が必要であれば考え方を教示ください。	事業者の提案とします。
260	資料3 様式集	74	第3							(様式8-7)設計・建設業務費用	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正により、貴市においても「入札金額見直し」の改正があるかと思慮しますが、内訳書に材料費、労務費、法定福利費等を記載しなくとも問題ないでしょうか。	原文のとおりとします。 建設業務における各種建設業者との契約については、法律に基づき適正に行ってください。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	[数]	[加]	[英]	[数]	項				行数
261	資料3 様式集	75	第3							(様式8-8)開館準備業務費用	様式8-8について、本施設全体に関する業務費(統括責任者人件費等)は、どの区分に記載すればよろしいでしょうか。可能であれば「施設全体」シートの追加をご検討いただけますよう、お願いいたします。	いずれかの機能に明示し、一括計上してください。	
262	資料3 様式集	75	第3							(様式8-8)開館準備業務費用	様式8-8について、総合案内に関する業務費(統括責任者人件費)は、どの区分に記載すればよろしいでしょうか。可能であれば「総合案内」シートの追加をご検討いただけますよう、お願いいたします。	小項目「エントランスホール」に記載してください。	
263	資料3 様式集	75	第3							(様式8-8)開館準備業務費用	様式8-8について、SPC運営費は「施設全体」シートを追加し、一括計上とさせていただきます。個別機能で案分をすると、記載方が煩雑となるためご検討ください。	いずれかの機能に明示し、一括計上してください。	
264	資料3 様式集	75	第3							(様式8-8)開館準備業務費用	様式8-8において、区役所および公民館機能の項目が記載されていますが、これらの運営業務は事業者の業務範囲外であると認識しております。つきましては、本様式で記載すべき内容について、どのような想定があるか、貴市の見解をご教示ください。	想定はありません。お見込みの費用がない場合には、未記入でご提出ください。	
265	資料3 様式集	76	第3							(様式8-9)維持管理業務費用	官民対話の結果(令和7年11月)№334において、様式8-9に記載するサービス購入費D-4は貴市の支払額(均等割りした金額)とのことですが、様式8-9-1および様式8-16に記載する金額は、引き渡し時期が異なる全施設の事業期間合計を均等割りした金額を最初の棟を引き渡した時期から記載するとの理解でよろしいでしょうか。また、様式8-9-1、8-15・16のサービス購入費D-1～3についてもサービス購入費D-4同様に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	様式8-9は当該機能の事業期間で均等割りした額を計上してください。様式8-16は様式8-9で整備期ごとに均等割りしたものを合計してください。様式8-16は整備期ごとに均等割りされていれば、合計額が均等額でなくても構いません。	
266	資料3 様式集	80	第3							(様式8-12)償還表B(サービス購入料Bの支払表)	「様式8-12(償還表B(サービス購入料Bの支払表))については、様式集(Excel)の「(参照)一覧表」を参照し、入札参加者の提案する施設整備期別に、必要枚数作成すること。」とありますが、(参照)一覧表の中に、様式8-12の記載がありません。期別のみ作成し、合計や機能別は作成不要という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
267	資料3 様式集	91	第3							(様式8-23)利便施設運営業務収支計画表	様式8-23(利便施設運営業務収支計画表)および様式8-24(任意事業収支計画表)につきましては、提出不要とされておりますが、様式集に残っている背景について、貴市の見解をご教示ください。これらの様式が残っていることで、提案時点での提出が必要であると見受けられよう可能性があるため、様式一覧より削除をご検討いただけますよう、お願いいたします。	事業実施段階において必要なため提示しています。原文のとおりとします。	
268	資料3 様式集	97	第3							(様式8-27)DX推進への寄与に関する提案書	提案区分で「③コスト面を踏まえた…効率化」の部分ですが、落札者決定基準(P6(1)事業計画.6.DXの評価の視点)に合わせ、「及びサービスの質の向上」を追加頂きますでしょうか。	原文のとおりとしますが、「サービスの質の向上」については、提案区分の③に記載していただいた内容を評価の対象とする想定です。	
269	資料3 様式集	97	第3							(様式8-27)DX推進への寄与に関する提案書	提案区分で①～④まで定義されていますが、複数該当する場合、複数記載してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
270	資料3 様式集	97	第3							(様式8-27)DX推進への寄与に関する提案書	落札者決定基準の「DX推進への寄与」審査基準が、旧:「コスト面を踏まえた施設における維持管理・運営業務の効率化」新:「コスト面を踏まえた施設における維持管理・運営業務の効率化及びサービスの質の向上」のように変更されたことに伴い、様式8-27の「提案区分③コスト面を踏まえた施設における維持管理・運営業務の効率化」につきましても、同様の変更が必要となるかと存じます。つきましては、様式の変更についてご検討いただけますよう、お願いいたします。	原文のとおりとしますが、サービスの質の向上については、当該箇所に記載してください。	
271	資料3 様式集	117	第3							(図面-17)什器備品リスト	別紙9諸室諸元表の面積が「適宜」と記載がある諸室において、什器備品の数量が指定されておりますが、什器備品の数量を踏まえた上で諸室面積を設定するとの考えでよろしいでしょうか。(例えば、産業文化センターの休憩室等)	ご理解のとおりです。	
272	資料3 様式集	137	第3							(図面-18)設備備品リスト・舞台備品リスト	エントランスホールにデジタルサイネージとの記載がありますが、デジタルサイネージのコンテンツの管理は事業者が行う想定でしょうか。なお、官民対話の結果(令和7年11月)№1では、「③デジタルサイネージ(中略)」については、「区役所や公民館における事業者の整備は想定しておりません」との回答があります。	ご理解のとおりです。なお、官民対話の結果(令和7年11月)№1での回答の意図は、事業者の運営業務外である区役所、公民館に事業者がデジタルサイネージを設置することを想定していない、という意図です。	
273	資料3 様式集	156	第3							(様式11-13)施設の引渡しから事業期間終了までの長期修繕計画	中項目と小項目の間に空欄の列がありますが、記載不要と考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
274	資料3 様式集	170	第3						1	(様式13-2)地域経済への配慮に関する提案書	「発注額が最高である者を1位とし、評価点の満点である55点を付与する」との記載がございますが、最高額との比率ではなく、市が想定する額を上回れば満点として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。	
275	資料3 様式集	170	第3						1	(様式13-2)地域経済への配慮に関する提案書	SPCが直接発注する公認会計士、司法書士、弁護士等が市内企業の場合、その発注額(手数料、報酬等)は様式のどの部分に記載すれば宜しいでしょうか。	SPCの関係費用は「その他業務」として記載してください。【4市内企業への発注額】の内訳についても、適宜「その他業務」を追加してください。なお、事業者が発注額の把握が困難な支出については、本市が確認ができないため、計上不可とします。	
276	資料3 様式集	170	第3						6	(様式13-2)地域経済への配慮に関する提案書	市内企業に実際に落ちた金額(③+⑥+⑨)の計算方法については、実務的な確認作業が多く、事業者・発注者双方にとって管理が煩雑となります。そのため、市内発注額の計算方法については、SPCから市内企業へ発注した額の総額を評価して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。	
277	資料3 様式集	170	第3						6	(様式13-2)地域経済への配慮に関する提案書	計算方法について、建設以外の業務については、SPCから市内企業二次までを対象として頂けないでしょうか。例えば、維持管理業務等では代理店契約や機器・部品調達等、下請企業の秘密性が高く、金額の透明化が困難です。事業者の立場として、二次下請けに対し、三次下請けへの発注額を提示させることは、二次下請けの「履行の自由」へ干渉することとなります。このような関係性は円滑な業務履行を阻害するほか、市内企業である二次下請けが撤退するリスクもあるため、本事業にとってマイナス要素が多いことを懸念します。	原文のとおりとします。	
278	資料3 様式集	170	第3						6	(様式13-2)地域経済への配慮に関する提案書	市内発注額については、本事業に必要な支出(例、事務用品、ユニフォーム、PC等の電子機器、業務管理に必要なソフトウェア等の購入費及びクラウドサービス等の使用料)であれば全て対象となりますでしょうか。市内企業三次の把握は不可能ではないかと思料します。	様式13-2における市内企業への発注額を計上できるものについては、次を想定しています。 ・企業から企業への発注という形態を取っているもの ・市が発注金額を確認できるもの ・発注の用途が本事業に直接関わるもの 等 なお、これらはモニタリングにおいて、それを証明する資料と併せて市で確認を行います。	
279	資料3 様式集	170	第3						6	(様式13-2)地域経済への配慮に関する提案書	工事監理業務の市内発注額については「設計業務」の内訳に含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
280	資料3 様式集	170	第3							(様式13-2)地域経済への配慮に関する提案書	SPCからの発注額として合計されるのは、市内の構成企業・協力企業のみであり、構成企業・協力企業ではない市内の金融機関や市内の司法書士などへの業務発注や利息支払は、「市内企業への発注額の総額(③+⑥+⑨)」には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	「資料3 様式集」様式13-2における市内企業への発注額を計上できるものについては、次を想定しています。 ・企業から企業への発注という形態を取っているもの ・市が発注金額を確認できるもの ・発注の用途が本事業に直接関わるもの 等 なお、これらはモニタリングにおいて、それを証明する資料と併せて市で確認を行います。	
281	資料4 基本協定書(案)	2						5	1	28	業務等の委託及び請負	冒頭の「本民間事業者は、」は「事業者は」ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
282	資料4 基本協定書(案)	2						5	2	29	業務等の委託及び請負	冒頭の「本民間事業者は、」は「事業者は」ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
283	資料4 基本協定書(案)	6								1	中央区役所周辺の公共施設再編事業に関する基本協定書(案)	「…市と●グループの構成企業…」とありますが、「●グループ」ではなく「本民間事業者」ではないでしょうか。	原案のとおりとします。

①番号	②資料名	③該当箇所							④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果		
		頁	第	[数]	[数]	[加]	[英]	[数]					
284	資料5 事業契約書(案)	1	第1					5	3	25	本事業の概要	「令和●年●月●日付の入札説明書等に関する質問又は官民対話への回答」の日付は令和8年5月15日、「令和●年●月●日付で公表した入札説明書等に関する官民対話への回答」の日付は令和8年7月24日でしょうか。	「入札説明書」に記載の回答日は予定のため、実際の公表日に合わせて修正を行う予定です。
285	資料5 事業契約書(案)	2	第1					7	4	18	事業の留意点	貴市が別途発注する工事、備品搬入等との調整・協力を伴い発生した費用は貴市のご負担ということでしょうか。	備品搬入等に伴い発生する事業者の協力は、搬入時に影響を与える工事の一時中断等です。その他、事業者に着しい費用負担等が発生した場合についてはご理解のとおりです。
286	資料5 事業契約書(案)	2	第1					9	1	24	履行の確保	本条以降、「本施設」という用語が複数回用いられていますが、事業契約(案)別紙1の44に定義される「本件施設」と読み替えて相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。契約締結時の協議において、文言統一を図ります。
287	資料5 事業契約書(案)	3	第1					9	2	6	履行の確保	保証の金額は、「サービス前項に定める保証の金額は、別紙5に定めるサービス購入費A及びB(ただし、サービス購入費B-2及びB-3を除く。本条において同じ。)の総額の100分の10以上」「サービス購入費C・D・E(ただし、サービス購入費D-5及びE-8を除く。本条において同じ。)の総額を15で除した額の100分の10以上」と記載ありますが、上記サービス購入費の消費税および地方消費税は含まれますでしょうか。	課税対象のものについては、ご理解のとおりです。
288	資料5 事業契約書(案)	3	第1					9	2	6	履行の確保	本条以降、「サービス購入費」という用語が複数回用いられていますが、事業契約(案)別紙1の22から27に定義される「サービス購入料」と読み替えて相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。契約締結時の協議において、文言統一を図ります。
289	資料5 事業契約書(案)	3	第1					9	6	15	履行の確保	維持管理及び運営業務の受託者が履行保証保険に加入する場合、保険金額はそれぞれが受託する業務のサービス購入費C・D・Eの総額を15で除した額の100分の10以上とすれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	資料5 事業契約書(案)	3	第1					9	6	15	履行の確保	維持管理・運営期間中の履行保証の内、履行保証保険については、15年という長期での保証を提供できる保険会社は無いため、1年ごとの更新も可能という理解でよろしいでしょうか。	1年毎の更新でも構いません。
291	資料5 事業契約書(案)	3	第1					9	6	15	履行の確保	維持管理・運営業務は15年という長期にわたる履行の保証を手当てをすることは民間としては負担が重く、そのような観点もあり、整備期間中ではなく、維持管理・運営期間中の履行保証の手当は不要としているPFIも多数あるため、維持管理・運営期間中の履行保証の手当を削除するようご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
292	資料5 事業契約書(案)	5	第1					13	2	6	発注者の請求による要求水準書の変更	発注者から要求水準変更協議を請求された際に、受注者が協議前に通知する内容として「(1)要求水準書の変更に対する意見」とありますが、意見とは主に「工期に関すること」及び「費用増減に関すること」でしょうか。そのうえで要求水準変更に伴う民間事業者提案、設計図書、実施体制、仕様書、業務計画書等の変更の有無等も協議に必要と考えますがいかがでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については、発注者が通知した「要求水準書の変更案の内容及び理由」に関連する内容であれば意見可能です。
293	資料5 事業契約書(案)	5	第1					13	3	7	発注者の請求による要求水準書の変更	「第1項の通知の日から30日を経過しても前項の協議が整わない場合において、…」とありますが、「30日以内」ではなく「45営業日以内」として頂けますでしょうか。協議の準備段階となる担当企業の社内調整(場合によっては社内決済)に時間を要する他、本事業は多機能な施設であることからSPCを構成する企業が多数あり、SPC内の合意形成にも時間を要することが予測できます。	原案のとおりとします。
294	資料5 事業契約書(案)	5	第1					14	3	26	事業者の請求による要求水準書の変更	「第1項の通知の日から30日を経過しても前項の協議が整わない場合には、…」とありますが、「30日」ではなく「45営業日」として頂けますでしょうか。担当企業の社内調整(場合によっては社内決済)に時間を要する他、本事業は多機能な施設であることからSPCを構成する企業が多数あり、SPC内の合意形成にも時間を要することが予測できます。	原案のとおりとします。
295	資料5 事業契約書(案)	7	第1					21	7	13	発注者の請求による要求水準書の変更	「近隣調整の結果事業者が生じた費用(引渡予定日の変更されたことによる費用増加を含む。)」については、全て事業者が負担する」とありますが、事業者の責任において行う近隣調整は本条第3項「合理的に要求される近隣調整」と規定されておりますので、第3項の規定に該当しない近隣調整につきましては第7項の事業者の費用負担義務も対象外と理解して宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。
296	資料5 事業契約書(案)	8	第3					24	1	11	設計の変更	第24条第1項において、発注者は「工期の変更を伴わず、かつ民間事業者提案の範囲を逸脱しない限度」で設計変更を求めることができ、事業者は当該通知に従うものとされています。また、第2項では当該変更に伴う追加費用は発注者負担とされる一方、第4項では事業者提案による設計変更については事業者負担と整理されています。実務上、以下の点について整理が不明確と考えます。 「民間事業者提案の範囲を逸脱しない限度」の判断基準について、見解をご教示ください。 また、発注者指示による設計変更であっても、間接的に維持管理・運営コストや施工効率に影響する場合、その費用の負担や評価方法について、どのような見解をご教示ください。	「民間事業者提案の範囲を逸脱しない限度」の判断基準について、発注者指示による設計変更時に、間接的に事業者の維持管理・運営コストや施工効率に影響する場合の、費用負担や評価方法について、いずれも当該事象が発生した時点で、都度協議とします。
297	資料5 事業契約書(案)	8	第3					24	2	18	設計の変更	設計変更による追加費用の算出方法ですが、民間(七会)連合協定工事請負契約約款の定めと同様、増額の場合は実勢単価、減額の場合は契約内訳単価により算出するという認識で宜しいでしょうか。	民間(七会)連合協定工事請負契約約款の定めによるものではありませんが、増額の場合には、単価を含めて協議します。
298	資料5 事業契約書(案)	8	第3					24	4	24	設計の変更	「事業者が発注者の事前の承諾を得て設計図書の変更を行う場合、当該設計変更により事業者に追加費用が発生したときは、事業者が当該費用を負担する。」とありますが、事業者が発注者の事前の承諾を得て設計変更を行った場合であって、施設整備に要する費用が減少した場合には、サービス購入料の減額は行われぬという理解でよろしいでしょうか。	費用の減少が生じたときには、サービス購入料の支払い額を減額します。
299	資料5 事業契約書(案)	8	第3					24	5	26	設計の変更	文末に「採否及び費用負担について協議」とありますが、発注者が工期の変更を伴う設計変更を提案し採用となる場合は、費用は発注者負担でその金額に関しては協議、という認識で宜しいでしょうか。	変更により追加費用が発生した場合については、ご理解のとおりです。 なお、工期短縮等で事業費が減る場合も想定しております。
300	資料5 事業契約書(案)	8	第3					24	5	26	設計の変更	「発注者が工期の変更を伴う設計変更又は民間事業者提案の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合には、発注者と事業者はその採否及び費用負担について協議するものとする。」とありますが、同上2項では「発注者の請求により事業者が設計変更を行う場合において、当該設計変更により事業者に追加費用(設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理・運営業務にかかる増加費用を含む。以下、本条において同じ。)が発生したときは、発注者が当該費用を負担するものとし、」とあるため、「協議するものとする」という表現については、発注者負担の上、協議することとするという理解でよろしいでしょうか。	発注者帰責の設計変更において、費用が増額する場合は、発注者負担(サービス購入料に算入)です。なお、費用が減額となる場合は、発注者負担ではなく、サービス購入料を減額することになります。
301	資料5 事業契約書(案)	8	第3					25	1	28	法令変更等による設計変更等	「建築基準法、消防法等の法令等の新設若しくは改正等又は不可抗力により、設計変更が必要となった場合には、事業者は発注者に対し、設計図書又は建設・解体業務の変更の承諾を求めることができ、発注者は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。」とありますが、行政指導による追加工事の当該費用は、協議させていただくという理解でよろしいでしょうか。	法令変更等による費用の負担については、「資料5 事業契約書(案)別紙7 法令変更による損害及び追加的な費用の負担割合(P70)をご参照ください。
302	資料5 事業契約書(案)	8	第3					26	1	32	設計の完了	「完了にかかる図書」と記載があるが、成果品リストや成果品一覧のような記載、整理が確認できませんでした。こちらは各フェーズ毎の「国土交通省による「業務報酬基準ガイドライン」：2024年告示第8号版」成果品と置き換えてよろしいでしょうか。	「別紙15 成果物・納品リスト」をご参照ください。
303	資料5 事業契約書(案)	9	第4					28		20	建設・解体業務の実施	解体後の滅失登記は発注者側の業務で行っていただくことよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果		
		頁	第	[数]	[英]	[加]	[英]	[数]	項				行数	
304	資料5 事業契約書(案)	13	第4	7					41	1	3	第三者に対する損害賠償	官民対話の結果(令和7年11月)No.411の結果を受けての質問です。 「建設・解体業務の実施に際して第三者に損害を与えた場合には、事業者がその損害を賠償しなければならない。」とありますが、当該損害が、事業契約上の不可抗力に該当しない場合であり、かつ発注者及び事業者のいずれの責めにも帰さない事由による場合には、負担について「協議する」としていただけないでしょうか。	不可抗力に該当する場合には、「資料5 事業契約書(案)」別紙8 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合(P71)に従います。当該場合以外には「資料5 事業契約書(案)」第4章 第7節 第41条(P13)のとおりとします。
305	資料5 事業契約書(案)	13	第4	7					41	1	5	第三者に対する損害賠償	第三者損害に関し、「発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する」とありますが、民間(七会)連合協定工事請負契約約款の定めと同様、事業者(建設業者)が善管注意義務を払っても避けられない騒音、振動、地盤沈下、地下水断絶等による損害については発注者に負担していただけるという認識で宜しいでしょうか。	不可抗力に該当する場合には、「資料5 事業契約書(案)」別紙8 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合(P71)に従います。当該場合以外には「資料5 事業契約書(案)」第4章 第7節 第41条(P13)のとおりとします。
306	資料5 事業契約書(案)	13	第4	7					41	2	7	第三者に対する損害賠償	公共工事標準請負契約約款第29条には、『工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。』と定められていますが、当事業契約においても公共工事標準請負契約約款と同様の認識としてよろしいでしょうか。	不可抗力に該当する場合には、「資料5 事業契約書(案)」別紙8 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合(P71)に従います。当該場合以外には「資料5 事業契約書(案)」第4章 第7節 第41条(P13)のとおりとします。
307	資料5 事業契約書(案)	13	第5						44	3	36	引渡しの遅延	「事業者は、(中略)引渡予定日から実際の引渡日までの日数に応じ、サービス購入料A及びBのうち引渡しが遅延している本件施設に相当する金額に年 2.5%の割合で計算した額を違約金として発注者に支払わなければならない」とありますが、「引渡しが遅延している本件施設の各施設」との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	資料5 事業契約書(案)	14	第3						45	1	10	契約不適合責任及び期間等	第45条において、契約不適合責任およびサービス購入料の減額等に関する規定が定められておりますが、一方で第8章には契約解除や指定取消しに関する規定が整理されているものと理解しております。これらを踏まえ、設計・建設業務に関しても同様の契約解除等に関する考え方が適用されるのか、あるいは第45条に基づく減額等による対応を基本とする整理となっているのかについて、貴市の基本的なお考えをご教示いただけますでしょうか。	「資料5 事業契約書(案)」第5章 第45条(P14)は契約不適合責任に対する特記事項であり、設計・建設業務に関する契約解除等については第8章の考え方が適用されます。そのため、第45条に該当する場合であっても契約解除に至る場合には、第8章の適用を免れるものではありません。
309	資料5 事業契約書(案)	14	第5						45	6	32	契約不適合責任及び期間等	「設備機器本体等」には、民間(七会)連合協定工事請負契約約款の定めと同様、「室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等」も含まれるものと解して宜しいでしょうか。	官民対話(再実施方針 R7.11)No.414の回答を参照ください。室内の仕上げ・装飾、家具、植栽については、設備機器本体等の「等」に含まれます。
310	資料5 事業契約書(案)	16	第6	1					51	2	24	近隣への配慮等	「事業者は、本事業の実施に伴う苦情、クレーム等に誠実に対応するものとする」とありますが、「本事業の実施」とは、本事業そのものの実施ではなく、維持管理・運営業務の実施を指すという理解でよろしいでしょうか。また、本事業の実施自体に対する苦情、クレーム等については貴市が対応する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	資料5 事業契約書(案)	17	第6	1					54	4	29	業務計画書	「また、事業者は、発注者の承諾を受けた業務計画書を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。」との記載がありますが、この文章の前に「発注者の事前の承諾を受けたときは、業務計画書の変更を行うことができる。」との記載がありますので、また…以降は不要ではないでしょうか。同じ意味の文章と見受けられます。	原案のとおりとします。
312	資料5 事業契約書(案)	18	第6	1					55	2	3	第三者に及ぼした損害等	官民対話の結果(令和7年11月)No.423の結果を受けての質問です。 維持管理・運営業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、臭気、振動その他の理由により、事業者が第三者に対して損害を及ぼした場合については、負担について「協議する」としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
313	資料5 事業契約書(案)	20	第6	2					68	2	8	本件施設の損壊	「本件施設が発注者の責めに帰すべき事由により損壊したときは、～事業者等が加入する保険の保険金で補修に要する費用がてん補される(免責金額以内のため、保険金額が支払われない場合を含む。次項で同じ。)場合は、事業者が修繕(補修)を実施する。」とありますが、保険免責となる場合には、貴市に修繕(補修)のご負担をいただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
314	資料5 事業契約書(案)	20	第6	2					68	3	15	本件施設の損壊	発注者及び事業者以外の第三者による施設の損壊時においても、発注者及び事業者がその修繕等の負担を負うことになっております。当該第三者を特定することができ、責任を負うことが合理的に妥当であり、責任能力もある場合があると考えられます。このような場合に備えて、当該第三者に修繕等の負担を求めることが「できる」規定の追加をご検討ください。	原案のとおりとします。ご指摘の事例の場合、発注者又は事業者がその負担に応じてそれぞれの責により、第三者に負担を求めるものと考えます。
315	資料5 事業契約書(案)	20	第6	2					68	4	22	本件施設の損壊	発注者及び事業者以外の第三者による施設の損壊時においても、発注者及び事業者がその修繕等の負担を負うことになっております。当該第三者を特定することができ、責任を負うことが合理的に妥当であり、責任能力もある場合があると考えられます。このような場合に備えて、当該第三者に修繕等の負担を求めることが「できる」規定の追加をご検討ください。	原案のとおりとします。ご指摘の事例の場合、発注者又は事業者がその負担に応じてそれぞれの責により、第三者に負担を求めるものと考えます。
316	資料5 事業契約書(案)	21	第6	4					72	4	22	利用料金	条例及び施行規則の額の変更により事業者に追加費用が発生したときは発注者の負担との規定ですが、額が下がったことで事業者の「追加費用」ではなく、「収入不足」が生じた場合も同様に発注者が負担すると理解してよろしいでしょうか。	条例及び施行規則の額を減額する変更は想定しておりませんが、発注者指示の場合は、協議を行う想定です。
317	資料5 事業契約書(案)	21	第6	4					74		33	任意事業の実施	任意事業については独立採算で行う業務のため、第77条(利便施設運営業務の変更)2項と同様に、原因が事業者の責めに帰すべき事由によるものではなく、事業者が運営継続に向けて最大限努力したにもかかわらず、運営の終了がやむを得ないものと発注者が認めたときには、終了できるものとして頂けますでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由によるものではなく、発注者が認めたときには、当該任意事業を終了できると考えますが、要求水準及び事業者提案を満たすための、当該任意事業の代替案をもって協議する必要があります。
318	資料5 事業契約書(案)	22	第6	4					77	2	20	利便施設運営業務の変更	利便施設の業務内容の変更は認められておりますが、カフェ等がやむを得ない事由により撤退する場合、代替企業での継続は認められている理解でよろしいでしょうか。	発注者の承認の上、ご理解のとおりです。
319	資料5 事業契約書(案)	22	第4	4					77	2	20	利便施設運営業務の変更	利便施設の運営を全部または一部を中止・終了した場合、違約金等の負担はないとの理解でよろしいでしょうか。	利便施設の運営について、全部又は一部を中止・終了することは違約金の要件ではありません。ただし、事業期間中の利便施設の運営終了については、「資料5 事業契約書(案)」第6.4 第77条 利便施設運営業務の変更(P22)のとおり、事業者が運営継続に向けて最大限努力したにもかかわらず、運営の終了がやむを得ないものと発注者が認めたときになります。なお、「資料5 事業契約書(案)」別紙6.1.1 基本的考え方(P54)のとおりモニタリングの是正勧告は対象となります。
320	資料5 事業契約書(案)	25	第8						90	1	38	指定管理者の指定取消しの取扱	「前4条」とありますが、本条第2項との関係より、「第86条乃至第88条」の誤りでしょうか。	原案のとおり、前4条が対象です。「資料5 事業契約書(案)」第90条第2項は、指定取り消しに伴い、契約解除に代わり、出資者に株式を第三者に譲渡させる及び出資者に契約上の地位を第三者に譲渡させる際に生じた損害賠償であり、指定取り消しそのものへの損害賠償と異なります。
321	資料5 事業契約書(案)	26	第8						90	2	1	指定管理者の指定取消しの取扱	「発注者は、前項の場合において、…」との記載ですが、「発注者は前項のうち、第87条が事由となる場合において、…」との記載が正しいのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。「資料5 事業契約書(案)」第90条第2項は、第1項の契約解除を受けた任意規定であり、不可抗力及び発注者の債務不履行による指定管理者の指定の取消しについて、本市として第2項各号に示す措置を講じる想定はありません。

①番号	②資料名	③該当箇所							④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果		
		頁	第	[数]	[数]	[加]	[英]	[数]				項	行数
322	資料5 事業契約書(案)	26	第8					91	2	14	引渡前の解除の効力	「発注者は、合格部分の対価を一括又は本件契約の解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする」とありますが、支払先は「事業者」という認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	資料5 事業契約書(案)	26	第8					91	2	14	引渡前の解除の効力	「発注者が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、発注者は、合格部分の対価を一括又は本件契約の解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。」とありますが、解除に伴う精算とする趣旨を鑑み、「一括」で支払う認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
324	資料5 事業契約書(案)	26	第8					92	3	25	引渡後の解除の効力	「本件契約が解除されたものとみなされた日から30日以内に本件施設の現況を検査するものとし…」とありますが、30日以内ではなく45営業日以内として頂けますでしょうか。昨今の人手不足や働き方改革等の影響で、検査の手配にも相当の時間を要することとなりますのでご理解頂きたいと考えます。	原案のとおりとします。
325	資料5 事業契約書(案)	27	第8					93	1	5	違約金等	「各施設の開館準備業務開始のときから本事業の終了日までを期間」と同上第5号の「本施設の開館準備業務、維持管理業務及び運営業務に係る…」履行保証保険を締結するとありますが、当該履行保証保険は第93条第1項第1号に定める「第43条による本件施設全部の引渡し前」の時期の締結と認められ、第9条の履行保証保険の保険金額と第93条に定める違約金とが不整合となります。事業契約上違約金として設定されていない範囲を対象に履行保証保険を付保することはできず、これを無視して保険契約を締結することは、後日手配した保険契約の保険金が支払われないというトラブルが予測されるため、上記履行保証保険の締結時期を施設全部の引き渡し後、としていただけないでしょうか。 民間損害保険会社における履行保証保険の保証対象は事業契約書の記載内容に基づく違約金相当額とされています。この点、第93条では違約金につき、「全部引渡前」と「全部引渡後」で区別されていますが、この金額と第9条の履行保証保険の保険金額との間で整合性がとれておらず、履行保証保険手配時に問題となることが予想されますのでご検討をお願いします。	「資料5 事業契約書(案)」第8章 第93条(P27)について、提案内容により、本件施設の各施設ごとの段階に応じて違約金を支払うことを認める想定です。詳細については契約締結時の協議とします。
326	資料5 事業契約書(案)	27	第8					93	5	17	違約金等	「第87条の規定により」とありますが、第87条は事業者が帰責性がある場合の指定管理者の指定取消しに関する条項と理解しています。この場合であっても、発注者は、事業者が本件契約に基づく業務の履行を終了するために必要な費用を負担していただけるのでしょうか。	解除手続きにおいて、発注者の都合により事業者が本件契約に基づく業務の履行を終了するために過分の費用が発生した際の負担を想定しています。例えば、「資料5 事業契約書(案)」第92条第3項に定めた解除後の手続き期間の短縮を市から要求する場合等になります。
327	資料5 事業契約書(案)	28	第9					97	2	18	協議及び追加的な費用の負担等	協議期間120日以内の起算日は法令公布日ではなく、第96条に基づき通知日として頂けないでしょうか。例えば消費税が10%となったのは令和元年10月～ですが、その根拠となる法令公布日は平成24年(2012年)の社会保障・税一体改革関連法であり、消費税引き上げの時期が令和元年～と決定したのは、平成28年8月の閣議決定と記憶していますので、法令公布日の120日以内では追加費用が生じるか否かの判断、また協議に必要な情報を揃えることは現実的ではないと考えます。	原案のとおりとします。なお、ご質問の事例のような場合には、例外として以下のような経過措置を認める対応を想定しています。 公布～120日:協議により現時点で確定できないことを確認し、実質的な決定(閣議決定)が発生した時点で再度協議とする。 決定～120日以内:回答
328	資料5 事業契約書(案)	36	別紙1	51							用語の定義	要求水準書の項目において、「令和●年●月●日付」とありますが、令和8年3月27日付の認識でよろしいでしょうか。	要求水準書及び入札説明書等に関する質問回答の公表日になります。
329	資料5 事業契約書(案)	41	別紙5	1	(2)						施設利用料金の取扱い	施設利用料金収入等が提案時想定を「大きく」上回った、事業者が「当初期待」としてあります。「大きく」とは想定外の割合等の具体的な目安を想定されていますか。また、「当初期待」とは、事業提案における事業計画上の金額のことを指すという理解で良いですか。	前段については、「大きく」の数値上の目安はありませんので、協議により決定します。後段についてはご理解のとおりです。
330	資料5 事業契約書(案)	41	別紙5	1	(3)						その他	「なお、サービス購入料については、…予め定めた改定方法以外では見直しはせず。」とありますが、事情変更や想定外の事象が発生した場合など、長期にわたる事業期間において価格改定に関する協議をまったく行ないたいというのは事業者にとって大きなリスクになりますので、そのような場合には、協議させていただきませうでしょうか。	原案のとおりとします。
331	資料5 事業契約書(案)	42	別紙5	2							サービス購入料の構成	本施設の引渡し後複数回行われ、複数の割賦払いが生じる場合、P42「サービス購入料B-2については、最初の引渡しまでに要した費用として支払いを行う。」とありますが、最初の引渡し以降に発生する費用(例えば、1回目の引渡し以降に発生する建中金利等)も含めて、初回引渡しの割賦元本に入れてよろしいでしょうか。それともB-2を二つにわけ二回目の引渡しの割賦元本に含めればよろしいでしょうか。	「資料5 事業契約書(案)」別紙5 2 サービス購入料B-2(P42)に該当する費用詳細については、SPCの開業に伴う費用、引渡日までのSPCの運営費が該当します。建中金利等はサービス購入料B-1に計上してください。初回引渡し以降のSPCの運営費については、サービス購入料E-8に計上してください。
332	資料5 事業契約書(案)	42	別紙5	2							サービス購入料の構成	大項目 サービス購入料A(設計・建設業務費のうち一括支払い分)※上記のうち、本市の起債対象及び国庫交付金の対象となる費用とありますが、具体的な金額は決定していますでしょうか。決定していればご教示ください。	予定価格の内訳については非公開となります。
333	資料5 事業契約書(案)	42	別紙5	2							サービス購入料の構成	官民対話の結果(令和7年11月)No.452の結果を受けて改めての確認です。 表中に、サービス購入料Aは「上記のうち、本市の起債対象及び国庫交付金の対象となる費用」とありますが、事業契約に基づきサービス購入料Aを積み上げた結果、貴市の予算限度額に対する財源内訳の「国庫支出金」+「地方債」の額29,911,379千円を超えた場合も問題ないという理解で良いでしょうか。	問題ございません。
334	資料5 事業契約書(案)	42	別紙5	2							サービス購入料の構成	官民対話の結果(令和7年11月)No.439において、「SPCの創立・開業・事務管理等に要する費用」はサービス購入料A「その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」との回答がありますが、一方で、サービス購入料B-2には「SPCの開業に伴う費用」の記載があります。SPCの創立・開業・事務管理等に要する費用はどちらに区分すればよろしいでしょうか。	補助、起債対象でない場合は、サービス購入料B-2の対象となります。
335	資料5 事業契約書(案)	45	別紙5	3	(1)						サービス購入料A(設計・建設業務費のうち一括支払分)	サービス購入料A(設計・建設業務費のうち一括支払分)の対象となる施設は、雨水貯留施設以外にございますでしょうか。	地方債の対象事業費等については、「資料5 事業契約書(案)」別紙5 3 (1) ア 地方債の活用(P45)を参照ください。地方債の対象事業費は、実施設計業務に要する費用と建設工事業務に要する費用です。これらの業務に要する費用における対象外となる施設については、ご理解のとおりです。
336	資料5 事業契約書(案)	45	別紙5	3	(1)	ア					地方債の活用	サービス購入料A(設計・建設業務費のうち一括支払分)の対象事業費は「実施設計業務に要する費用・建設工事業務に要する費用(外構に係る工事費も含む)・解体工事業務に要する費用」と記載されていますが、こちらは様式8-7の「実施設計費(セルC21)」「解体工事費(セルC27)」「建設工事費(セルC43)」に該当する費用と認識してよいでしょうか。	「資料3 様式集」様式8-7は、設計・建設業務費用について機能別、期別に示すものであるため、サービス購入料ごとに分ける必要はございません。
337	資料5 事業契約書(案)	45	別紙5	3	(1)	イ					社会資本整備総合交付金等	社会資本整備総合交付金等は、「事業者は提案にあたり、交付金等が交付されない前提で提案を行い」と記載があり、【参考:本市が想定している交付金対象事業】として「公民館・産業文化センター―一般駐車場(区役所以外)・太陽光発電設備」の記載がありますが、こちらは地方債の対象施設の表中にも記載されていることから、提案時には、地方債として、一括支払分が支払われる前提で提案を行う認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
338	資料5 事業契約書(案)	49	別紙5	4	(1)	ア					着工前の改定	物価変動に基づく、設計業務、工事監理業務及び建設工事費並びに什器備品調達費・設置費の改定に関して、「建設工事に係る直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費」が改定の対象となるため、建設工事保険料・第三者賠償責任保険料についても改定の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

①番号	②資料名	③該当箇所								④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第 [数]	[数]	[英]	[英]	[英]	項	行数				
339	資料5 事業契約書(案)	49	別紙5	4	(1)	ア				15	改定に用いる物価指標	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.463についての確認です。 「(改定に)採用する指標については、例えば建設・解体工事費の実勢価格が建設物価調査会の建築費指数によるスライド額を大きく超えるような場合には、NSBPI等の指数又は事業者が作成した見積書などに基づき協議頂けるとの認識でよろしいでしょうか。また建設期間中の改定についても同様との認識でよろしいでしょうか。	協議の結果採用する指標は、国土交通省「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」改訂案に記載のとおり、『受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表又は公的媒体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料あるいは下請業者や資材業者から提出された内訳明示のある見積書等に裏付けられた情報も含まれる』ものと想定しています。
340	資料5 事業契約書(案)	50	別紙5	4	(1)	イ				14	建設期間中の改定	物価変動に基づく、建設工事費の改定について、「建設工事に係る直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要となる経費」が改定の対象となるため、建設工事保険料・第三者賠償責任保険料についても改定の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
341	資料5 事業契約書(案)	50	別紙5	4	(1)	イ				18	改定の対象となるサービス購入料	建設期間中の改定は建設工事費のみ対象となっています。昨今の物価・人件費等の高騰を鑑み、工事監理業務費及び什器備品調達費・設置費についても対象としていただけますでしょうか。なお改定するタイミング(出来高等)につきまして工事監理業務費は建設工事費の規定に準じて行い、什器備品調達費・設置費につきましては各棟(各機能)での納入時に改定を行う想定しております。	原案のとおりとします。
342	資料5 事業契約書(案)	51	別紙5	4	(1)	イ				1	改定方法	入札取消となった令和7年2月7日付けの入札説明書等に対する質疑回答No.474についての確認です。 市のインフレスライド条項運用マニュアルP.3「4. 請負代金額の変更」に則り、市積算額を用いて算出した額が、実績価格と乖離している場合にはNSBPIや事業者作成の見積書などに基づきスライド額を算出するとの認識でよろしいでしょうか。	実績価格と乖離している場合には、協議した指標を用いてスライド額を算出する想定です。
343	資料5 事業契約書(案)	51	別紙5	4	(1)	イ				24	改定方法	インフレスライドの項目で、設計業務期間中に人件費や各種経費が上昇することも想定されますので、業務着手後でも協議を認めていただけないでしょうか。	さいたま市建設工事請負契約基準約款に基づき設定しているため、「資料5 事業契約書(案)」のとおりとします。
344	資料5 事業契約書(案)	51	別紙5	4	(1)	ウ	a			32	改定の対象となるサービス購入料	物価変動に基づくサービス購入料の改定について、各サービス購入料をもとに算出される第三者賠償責任保険料についても改定の対象となるという理解でよいでしょうか。	「資料5 事業契約書(案)」別紙5のとおり、維持管理・運営業務に係る保険料はサービス購入料D-1～D-4、E-1～E-7に含まれます。また、施設引渡し後の物価変動に基づくサービス購入料の改定については、サービス購入料D-1～D-4、E-1～E-7を改定の対象とし、これらに対し示された各指標の変動に応じて改定が行われ、該当するサービス購入料に係る保険料も含まれます。なお、改定の際に、事業者で加入している保険の更新等を求める想定はありません。
345	資料5 事業契約書(案)	52	別紙5	4	(1)	ウ	c			32	改定方法	指標のうち埼玉県最低賃金について、最低賃金の効力発生日は年によってばらつきが生じる可能性があります。直近1年間の平均の算出方法をどのように想定されているかご教示ください。	契約後、次の内容で協議することを想定しています。 最低賃金については、確認月時点での最新の指標を改定に用いることとします。 確認月については毎年10月を原則としますが、確認月時点で当該年の埼玉県最低賃金の改定が行われていない場合は協議とします。 改定は原案のとおり翌年度4月1日以降の業務履行に対するサービス購入料からになります。
346	資料5 事業契約書(案)	52	別紙5	4	(1)	ウ	c			32	改定方法	サービス購入料C・D・Eについて「前回改定の基礎となった指標より、3%以上変動した場合に、各サービス購入料を改定する。」とのことですが、サービス購入料A・B同様に1.5%以上として頂きますでしょうか。官民対話の結果(令和7年11月)No.474では「原案のとおり」との回答を確認しており、改定条件が3%以上というPFI事例も多数あることは理解していますが、人手不足の加速化により人材確保が厳しいなか、仮に人件費相場が2～3%未満上昇する状況で、人件費の原資となるサービス購入料が改定されないことは厳しいため、再度ご検討頂きますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
347	資料5 事業契約書(案)	53	別紙5	4	(1)	ウ	c			4	改定方法	初回のサービス購入料改定の際、前回改定時の指標は入札公告日の指標とありますが、建築費指数の場合、入札公告日が令和8年3月27日につき、指数は令和7年1月～令和8年2月の12か月分の指数の平均値(速報値は使用しない)との理解で宜しいでしょうか。	入札公告日の属する月の指標とします。
348	資料5 事業契約書(案)	61	別紙6	3	(3)	ア	c			30	是正レベルの認定	是正レベルのレベル3に「業務で使用するデジタルツールが陳腐化し、直近の技術革新に応じて施設で使用するデジタルツールを更新すべき状態の放置」の記載がありますが、技術革新のスピードが事業者の想定を超える場合は、協議としていただけますでしょうか。	「資料3 様式集」様式8-27の提案内容を踏まえ、提案時点で一定の陳腐化が進行しているものや、数年以内の陳腐化が明確なものに限り協議の対象とします。
349	資料5 事業契約書(案)	64	別紙6	3	(3)	ア	m			13	DX対応	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.472についての確認です。 デジタルツールについて、「提案時点で一定の陳腐化が進行しているもの」または「数年以内に陳腐化することが明確なもの」に限り、更新に関する協議を行うとの回答がありました。 この「陳腐化」には、例えば、ハードウェア(サーバーやサイネージ等)について、時間の経過に伴う性能低下や故障による陳腐化、また、ソフトウェア(情報プラットフォーム、アプリ、機能、サービス等)について、技術の進歩や利用環境の変化により、その価値や有効性が低下することによる陳腐化が該当する、との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
350	資料5 事業契約書(案)	64	別紙6	3	(3)	ア	m			13	DX対応	官民対話の結果(令和7年11月)質疑回答No.472についての確認です。 デジタルツールについて、「提案時点で一定の陳腐化が進行しているもの」または「数年以内に陳腐化することが明確なもの」に限り、更新に関する協議を行うとの回答がありました。 開業まで及び維持管理運営期間中に、デジタルツールの陳腐化対応に伴い、導入費や維持管理・運営費が増額(減額)となる場合には、サービス対価についても改定が行われる、との認識でよろしいでしょうか。	協議により市が必要と認めた場合には、ご理解のとおりです。
351	資料5 事業契約書(案)	64	別紙6	3	(3)	ア	m			13	DX対応	提案サービスについて、開業まで及び維持管理運営期間中にサービス終了または仕様変更が生じ、提案時に想定していた実装が困難となる可能性があります。その際は、システム導入の目的を損なわない範囲で、市側と協議のうえ実装を検討する認識でよろしいでしょうか。	陳腐化に対応するための協議は、サービス終了や仕様変更による実装困難事案への対応に準用できる認識です。
352	資料5 事業契約書(案)	65	別紙6	3	(3)	エ				8	減額ポイントの繰り越し	是正レベル3事象が計上されなかった四半期が2期連続しないと累積減額ポイントは消滅しないとあります。当該事象を生じさせないよう業務を遂行するのは当然ながら、四半期が2期連続、つまり最低でも6か月間は是正レベル3事象を生じさせないことは、実務上かなり厳しい条件と思料します。	原案のとおりとします。
353	資料5 事業契約書(案)	65	別紙6	3	(3)	エ				13	減額ポイントの繰り越し	期間途中において事業者が業務を担当する企業を変更しても減額ポイントは消滅しないとあります。後継事業者の責めによるものではなく、後継事業者選定において支障が生じる可能性があることを懸念しております。	原案のとおりとします。
354	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(2)	ア				6	モニタリングの方法	「事業者は、契約締結後速やかに、様式13-2「地域経済への配慮に関する提案書」で提案した市内企業への発注についての発注計画書(任意様式)を策定し、発注者へ提出したのち、承諾を得ること。」とありますが、市内発注額に変更がない場合、基本承諾されるとの理解でよろしいでしょうか。	市内企業への発注額の総額を遵守していれば、承諾する想定です。
355	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(2)	イ				9	モニタリングの方法	「発注計画に変更が生じた際にはモニタリングの実施までに、発注計画書を発注者に再提出し、承諾を得ること。」とありますが、市内企業への発注額の総額に変更がない場合、基本承諾されるとの理解でよろしいでしょうか。	市内企業への発注額の総額を遵守していれば、承諾する想定です。
356	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(2)	イ				9	モニタリングの方法	「発注計画に変更が生じた際にはモニタリングの実施までに」との記載がありますが、モニタリングの時期・頻度については、別紙6モニタリング要領を遵守した上で、事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	市内企業への発注についてのモニタリングは、本市が承諾した発注計画書に基づいて実施します。発注計画書の内容は事業者の提案となります。
357	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(2)	イ				9	モニタリングの方法	建設業務や修繕業務で、市内企業への発注年度が前後するものの発注予定総額に変動が無い場合には、発注計画書を再提出し承諾を得ることで、年度ごとにペナルティは生じないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ペナルティ措置についての判断は、事業期間内において、提案した市内企業への発注額を満たすことができない、又は満たされないおそれがあると判断した場合となります。

①番号	②資料名	③該当箇所							④タイトル	⑤質問・対話議題	⑥質問の回答及び官民対話の結果	
		頁	第	[数]	[数]	[加]	[英]	[数]				
358	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(2)	ウ			11	モニタリングの方法	「年度ごとの市内企業への発注額の内訳を明記し」とありますが、年度ごとの内訳に満たなくても、施設整備期間終了時および運営維持管理期間終了時に提案金額を満たせば、ペナルティは適用されないとの認識でよろしいでしょうか。	年度ごとの内訳に満たない場合、発注計画の変更は該当しません。発注計画書を再提出し、本市の承諾を得た場合に限り、ご理解のとおりです。
359	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(2)	ウ			11	モニタリングの方法	市内企業への発注計画書について年度ごとの市内企業への発注額の内訳を明記するとありますが発注額は平滑計上ではなく年度毎に発生する発注業務に合わせた計上でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
360	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(2)	ウ			11	モニタリングの方法	市内企業への発注計画書について、ペナルティ算出のための評価は施設整備期間終了時及び運営維持管理期間終了時の2回と設定してよろしいでしょうか。年度毎に評価すると、不測の辞退により市内企業が撤退し市内発注額が減少するペナルティリスクに対し、事業者が挽回する機会がなくペナルティを受ける可能性が生じありリスクヘッジが困難となりますので中間評価によるペナルティが発生しないような計画をしたい考えです。なお年間計画に基づく発注報告書を貴市へ提出し、市内企業への発注状況を市と事業者で毎年共有する事は有効と考えます。	モニタリングは、報告書提出時に実施し、年度ごとに1回を想定しています。事業期間を通じての各企業への発注方法や、ペナルティ時の還元方法等が事業者により異なることが想定されるため、ペナルティ実施時期については、竣工時に限らず、事業者の提案をもって市と協議としています。ペナルティ算出のための評価は施設整備期間終了時及び運営維持管理期間終了時の2回と設定した発注計画書の提案は可能です。
361	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(2)	エ			14	モニタリングの方法	報告書の提出・確認は、年度ごとに行うとの理解でよろしいでしょうか。	報告書の提出・確認は、年度ごとに1回を想定しています。
362	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(2)	オ			16	モニタリングの方法	モニタリングの実施は、年度ごとに行うとの理解でよろしいでしょうか。	モニタリングは、報告書提出時に実施し、年度ごとに1回を想定しています。
363	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(2)	キ			20	モニタリングの方法	「やむを得ない事由」の具体例をお示しただけです。また、以下の事由についてはやむを得ない事由に該当すると考えてよろしいでしょうか。 ・地元企業が受注余力不足(案件過多・人手不足等)により受注を辞退した場合 ・相見積の結果、市外業者の方が安かった場合 ・貴市より業務日程の変更(例:●月●日まで植栽剪定をしてほしい。)の依頼を受け、二次市内企業が日程に対応できず、一時的に市外企業が対応して貴市の要望に対応した場合	やむを得ない事由は、当初想定し得ない事態の発生などが対象となり、個別事象に応じて判断します。なお、ご提示いただいた事由については、例えば以下のように想定しています。 ・地元企業が受注余力不足により受注を辞退した場合については、ペナルティ免除の対象外となります。ただし、当該案件が予想できないものであること、当該案件において事業者側に責任がないこと、事業者と当該地元企業が(仮)契約等を取交していることが証明できることが確認出来た場合にはペナルティ免除の対象を想定しています。 ・相見積もりの結果、市外業者の方が安かった場合については、ペナルティ免除の対象外となります。 ・業務日程の変更については、市の依頼が要求水準の範囲内であればペナルティ免除の対象外となります。 ・ペナルティ措置を講じない、若しくは軽減できる例としては、予期できないものであることを前提として、会社の倒産、市外への移転、災害等による受注拒否等、が挙げられます。
364	資料5 事業契約書(案)	68	別紙6	5	(3)	イ			26	ペナルティ規定について	市内発注額の未達分をエリアマネジメントで還元する場合、どのようなお金の流れとなるかご教示いただけますでしょうか。	ペナルティ規定については、事業者自らが対象額分の還元を地元に行うよう定めたもので、事業者と市との契約上の取交(契約金額の変更等)はありません。SPCの会計内で使途を入れ替えていただければ構いません。
365	資料5 事業契約書(案)	71	別紙8						1	不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合	建設工事期間中及び維持管理・運営期間中のいずれかにおいても、不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額をまず、SPCの負担分に充当し、負担分を保険金額が上回った分を貴市の負担分に充当するとの理解でよろしいでしょうか。	「資料5 事業契約書(案)」別紙8 不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合(P70)のとおり、不可抗力による損害及び追加的な費用が発生したときは、当該損害及び追加的な費用の額から、保険の保険金でてん補されるものを控除した額について、事業者が各サービス購入料の割合に応じた額を負担し、これを超える額については発注者が負担します。
366	資料5 事業契約書(案)	71	別紙8	2	(1)				15	維持管理・運営期間	官民対話の結果(令和7年11月)No.486において、「サービス購入料Dの総額の100分の1に至るまでは事業者が負担する」とありますが、総額だと追加費用・損害が生じた施設以外も含まれるため、(中略)各施設毎にして頂きますようお願いいたします」との質問に対し、「本事業は複合施設を予定していることから、維持管理業務を各機能ごとに分けることは困難」との回答がございます。様式8-9では機能別の維持管理業務費用の記載が求められていることから、100分の1の事業者負担は運営業務同様にサービス購入料Dの総額ではなく、対象機能毎にして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
367	資料5 事業契約書(案)	71	別紙8	2					18	維持管理・運営期間	不可抗力によって施設が大きく破損してしまい、維持管理あるいは運営業務を遂行するために当該破損の回復が必要となった場合、破損回復費用は「維持管理業務(または運営業務)の実施のための追加的な費用または損害の額」に相当しますでしょうか。施設の破損回復費用は施設所有者である発注者が負担するものと考えております。	ご理解のとおりですが、不可抗力に該当するかは、発生した事象により個別に判断します。
368	資料5 事業契約書(案)	72	別紙9						1	事業者が付保すべき保険	ご指定の項目以外の保険の内容(例えば免責金額など)については提案者にお任せいただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
369	資料5 事業契約書(案)	72	別紙9	1	(1)				8	建設工事保険	建設工事保険(第三者賠償責任特約)とあります。7建設工事保険に当該特約を付すことと理解すべきでしょうか。1第三者賠償責任保険との関係でご教示ください。	第三者賠償責任保険の特約を付けることも、個別の保険にそれぞれ加入することも可とします。
370	資料5 事業契約書(案)	72	別紙9	1	(1)	イ			21	第三者損害責任保険(請負業者賠償責任保険)	「事業者は建設に当たる者をして以下の要件を満たす建設工事保険(第三者賠償責任特約)への加入を手配しその保険料を負担しなければならない。」とありますが、「第三者賠償責任特約付」は第三者損害責任保険(請負業者賠償責任保険)のことを指しており、建設工事保険の特約としてではなく、第三者損害責任保険(請負業者賠償責任保険)を単独で付すことでもよろしいでしょうか。一般的に、保険会社は建設工事保険と第三者損害責任保険(請負業者賠償責任保険)をそれぞれ単独で引受けていることからお聞きしている次第です。	第三者賠償責任保険の特約を付けることも、個別の保険にそれぞれ加入することも可とします。
371	資料5 事業契約書(案)	72	別紙9	1	(1)	イ			21	第三者損害責任保険(請負業者賠償責任保険)	補填限度額の設定においては、身体、財物とも共通1本化で●●億円という設定方法(一般的に共通保険金額やCSL等とされています)はお認めいただけないでしょうか。共通保険金額設定をすることにより、保険料コストを削減できる場合があると同時に、例えば身体賠償が無く財物賠償のみを行う場合には共通一本化し設定した補填限度額全額を財物賠償にあてられるというメリットがあり、ご検討をお願いします。	「資料5 事業契約書(案)」別紙9 事業者が付与すべき保険(P72)に示した補償額が担保される場合には、共通化しても構いません。
372	資料5 事業契約書(案)	73	別紙9	2	(1)	ア			5	施設賠償責任保険	保険期間について、「維持管理期間の開始日を始期とし、維持管理期間の終了日を終期とする」とありますが、本件施設の引渡後の保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することよろしいでしょうか。	1年毎の更新でも構いません。
373	資料5 事業契約書(案)	73	別紙9	2	(1)	ア			5	施設賠償責任保険	補填限度額の設定においては、身体、財物とも共通1本化で●●億円という設定方法(一般的に共通保険金額やCSL等とされています)はお認めいただけないでしょうか。共通保険金額設定をすることにより、保険料コストを削減できる場合があると同時に、例えば身体賠償が無く財物賠償のみを行う場合には共通一本化し設定した補填限度額全額を財物賠償にあてられるというメリットがあり、ご検討をお願いします。	「資料5 事業契約書(案)」別紙9 事業者が付与すべき保険(P72)に示した補償額が担保される場合には、共通化しても構いません。
374	-									-	世界情勢の変動(例:ホルムズ海峡周辺の情勢及び中東における軍事的衝突等の影響)等、不可避な外部要因により、納期遅延や損害等が生じた場合は、請負代金及び工期の変更対象としていただけませんでしょうか。	基本的には、サービス購入料の改定については「資料5 事業契約書(案)」別紙5のとおりです。工期変更については、「資料5 事業契約書(案)」第40条のとおりです。ただし、発生した事象が不可抗力とみなされる場合は、「資料5 事業契約書(案)」別紙8のとおりです。